

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和4年3月18日（金）  
午前10時01分～午後3時27分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	藤 浪 裕 永	施設政策担当部長	榎 本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田 島 元	行政管理課長	小 柳 一 成
	企画課長事務取扱（兼）			
	市民自治推進担当課長事務取扱			
	資産活用担当課長	内 田 直 人	広報担当課長	尾 崎 ゆかり
	財 政 課 長	磯 貝 浩 二		
	総 務 部 長	渡 邊 眞 行	総務契約課長	櫻 田 芳 恵
	人 事 課 長	佐 藤 彰 宏	文書法制課長	岩 田 具 嗣
	防災安全課長	城 所 学		
	市民経済部長	鈴 木 誠	市 民 課 長	片 岡 千 晴
	課 税 課 長	赤 松 勝 也	納 税 課 長	岩 本 俊 行
	経済観光課長	渡 邊 哲 也	観光担当課長	三 浦 博 幸

## 案 件

件 名	結 果
1 4陳情第2号 再審法の改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情	趣旨採択すべきもの
2 第21号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第24号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第25号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第26号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第27号議案 多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
10 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 市制施行50周年記念事業実施計画の更新について	企画課
2 第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版 【令和2年度の取組】	企画課
3 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
4 多摩市公共施設等総合管理計画の改訂について	行政管理課
5 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正について	行政管理課
6 学校跡地施設について	行政管理課
7 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて	行政管理課
8 日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
9 シティセールス推進事業の進捗状況について（令和3年度）	秘書広報課

10	「多摩市基金の活用等方針」の改定について	財政課
11	多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
12	「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について	総務契約課
13	地方公務員法の一部改正に伴う定年制の見直しについて	人事課
14	新型コロナウイルス感染症への取組状況（2月28日現在）	課税課
15	第208回国会における税関連法の概要（令和4年度地方税制改正の主な内容）	課税課
16	令和4年度口座振替登録キャンペーンの実施について	納税課
17	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾から第4弾までの実施結果について（報告）	経済観光課
18	キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会実施状況について	経済観光課
19	「多摩センターのさらなる活性化に向けた取組み方針」に基づく（仮称）行動指針の策定について	経済観光課
20	共同直売所「いきいき市」の移転について	経済観光課
21	連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告について	経済観光課

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出する事を求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第2号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第2号について、これまでの署名は7名だった。本日までに追加の提出が289名あった。合計して296名である。

渡辺委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(峯岸進氏) 峯岸と申す。私ども再審法改正を目指す多摩市民の会が提出した今回の陳情書について、私、峯岸からご説明をさせていただく。

昨年の3月議会では、再審法改正に関する陳情書について参考人招致をいただくなど、熱心なご審議をいただき、ありがとうございます。今回改めて再審法改正に関する陳情書を提出したが、その趣旨について申し上げると、冤罪被害者を一刻も早く救済したい、これに尽きるのである。平成30年3月に開催された刑事手続に関する協議会を速やかに再開していただいて、再審法の改正に向けて国会・政府の皆様に一層のご尽力をお願いしたいということである。多摩市議会の先生の皆さんがこの趣旨をご理解いただいて

意見書を提出していただくようによろしく願います。いわれなき罪で獄中でつらい日々を強いられている冤罪被害者を一刻も早く救済したい。このために議員の先生方のご理解をいただくよう重ねて申し上げます。ありがとうございます。よろしく願います。

渡辺委員長

以上で市民発言を終わる。

本件は再審法の速やかな改正を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

池田委員

本当は陳情者に質問できれば良かったようなところである。もし委員の中でご存じの方があればお教え願いたいですが、この陳情書にある2020年までに協議会は1回、また幹事会を15回開催とあるが、この幹事会のことについてと、この15回開催された内容と、この回数について少ないのか多いのか、委員の中でこのことについてご存じの方がいればお教え願えればと思うがどうか。

渡辺委員長

池田委員に対してのご意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

池田委員

これ私も調べてみたが、この幹事会のことについてはあまり詳しくネットにも出ていなかったもので、15回開催されたことがどういう意味を持つのか私もよく理解できなくて、この協議会自体が進んでないと言えるのかどうか少し疑問だなと思ったところである。これは私の意見である。

橋本委員

今のことで私も正確なことはわからないが、2020年のコロナ発生で国会のこういうものも立ち止まっていると聞いている。だから、幹事会でどのようなことまで話されているのかはわからないが、この2年間確かに少し足踏みしているとは聞いている。

それで、ざっくばらんに委員間というので、去年の3月議会でこのことについては参考人も来て、私たちがYouTube等をいろいろ見て、冤罪を絶対に起こしてはならないというところは全会派が一致していたと思う。国でもいろいろな会派の人がこの問題を取り上げている。ただ、地

方議会から意見を上げることに対して少し疑義があるというか、そこまでする必要はないのではないかとあらたに委員が言われていたので、その辺のところはどうなのか、そこを聞きたい。

池田委員　　まさにそこで、今要するにコロナ禍で進んでいないと橋本委員が言われたが、まさに私たちはそのように思っていて、何もこの協議会自体、国自体が停滞をしているとか進めようとしていないわけではないという理解で私たち会派はいる。したがって、確かにこの2年間、2020年までは行っていたがそこから先はということの中では、その理由を確かにこのメンバーの方々に聞いたわけではないが、そういう理解の下でいるので、問題意識は国も私たちの党もしっかりと持っているし、私個人も大事なことだと思っていることには変わらないが、その辺で現状はこのことを考えていないとか停滞しているという理由であるが、そこがやはりコロナ禍の中で行われていなかったり進んでいないように見えるのかと思っている。

橋本委員　　要するに、コロナ禍は今まであったが、大体いろいろな委員会やいろいろな協議会も進み出しているの、私たちは国会議員の方がどういう感じで話し合いをするのかは全部決められないが、少なくとも早くそういう刑事手続に関する協議会を進めてもらって、国会レベルで冤罪が生まれにくい再審法改正をということを進めたいので、地方議会でも意見をという形で今全国的にだんだん進んできて、大きな議会だったら神戸などもまとまっているので、その辺がポイントで、それを必要なしと解釈するのか、私たちの小さな力でも促進させる力になるのだったらまとめたいというあたりで私はまとめられたらいいなと思っているが、この辺のところのポイントがクリアできないと、一致点は一つで、冤罪を起こしてはいけないというのは誰もが思っているが、この辺のところでは別に公明党さんだけではなく、この前趣旨採択という感じで終わっている。だから、その辺のところでもどのようにやるのかというあたりをお聞きしたほうがよいかと思っている。

池田委員　　今意見交換の場であるので、正直に言って確かに今ではないという気はしている。例えばコロナが収まって物事や社会が動き始めている中、何も停滞して動かないのであれば、速やかに下から意見も言っていくべきだと

思うが、私は、せかせるというか急がせるのは今ではないと思っている。

いぢち委員

今ある意味代表的な2つのご意見を伺って、どちらもわかると言えばわかる。それで、この陳情者の方々にしても、国がやってくれないからせかすとか、分を越えていることをしたいというわけではなく、ただ本当に進めてほしい、多分皆さんそれをわかっておられるからこそ前回も不採択は一つもなかった。常に趣旨、その気持ちを酌み取るというのはすごくわかる。

ただ、私たちはあくまで市民の代表として、そして主権者の一員としてもそういった声を常に上げていくということで、別にやっていないから私たちはせかしているのだという立場ではなしに、国に示すこともできるのではないかと思っている。ここから先は個々のお考えの一番デリケートなところで、だからすべきだ、そちらは間違っているというようなことではないと感じている。

ただ、本当に私たちは多摩市民の代表としてこの本陳情の趣旨を酌み取る、そのベースはできていると思っているので、どこまでかの違いかなど。ただ、私たちは、大切な人権が危機にさらされているとき、極端に言えば戦争であってこの間のウクライナの侵攻に対する決議もそうである。そういった本当にやむにやまれぬ思いというものを示すのもやっていいのではないかというのが私たちの会派の立場である。そこでもし気持ちが一致できたらうれしいと思っている。

池田委員

例えば気持ちは一致していると思うが、私は、もし意見書を今提出してほしいとなってしまうと、それには乗れないという感じになってしまうので、その辺での一致はできないということである。だから、この陳情は今提出してほしいということであるから、それには乗れないということである。私どもの会派は、内容云々のことではないのであるが、そういった場合のすり合わせはできかねる。

この際、暫時休憩する。

午前10時15分 休憩

---

午後10時17分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。  
ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。  
この際、暫時休憩する。

午前10時18分 休憩

---

午後10時18分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。  
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

いぢち委員 4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

冤罪は絶対にあってはならない過ちであるが、人間が人間を裁く以上、完全にその発生を防ぐことは不可能である。だからこそ冤罪被害が起きた場合に被害者の権利と尊厳を回復させる機能が法制度としてしっかりと整備されていない。

しかし、日本の再審法は、戦前の未発達な人権意識によってつくられた内容がほとんどそのまま現代まで踏襲されており、被害者救済のための配慮がなされているとは到底言えない状態である。これまでその問題が調査によっても明らかになり、法改正に向けて真摯な協議が重ねられてきた。

しかし、それがコロナ禍の影響もあり現状進んでいないという事実は、本陳情に指摘されているとおりである。冤罪が当事者に与える被害の深刻さを考えれば、一刻も早く適切な法と制度の改正がなされるべきである。これまでの見直しの努力を実りあるものとするために国民の側からも働きかけを行うことは、大きな意義があると思う。そして何よりも、不幸な冤罪被害者を救済し、未来の被害者をつくらせないために、実効力ある法の再整備を強く望む。

以上、ネット・社民の会として、採択の立場での意見・討論とする。

池田委員 4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出す

ることを求める陳情について意見を述べさせていただく。

公明党は、冤罪被害を出さない取り組みを2005年の選挙公約に掲げ長年取り組んできたことは、令和2年12月議会に提出され、昨年3月議会に審議された同陳情者からの陳情で、我が会派のあらたに議員も述べたとおりであり、再審法の改正の問題については、党として、また会派としても、不幸にして冤罪に問われた人を救済するために制度をしっかりと充実させる必要があると認識をしている。

陳情書にもあるように、現在はコロナ禍で最近ではなかなか進んでいない状況であるが、刑事手続に関する協議会が2017年3月から2020年までに1回、幹事会が合計15回開催されたことが、前委員会にて示された資料でわかった。政府は現在、法務省において再審請求のあり方について議論を進めていこうとしていると確信をしている。様々な課題があると思うが、であるからこそ政府や国会などの責任ある機関において、専門的な知見を駆使し、議論を見いだすべき内容であると考え。地方議会としては、急げとせかすものではなく、また陳情を今出すタイミングでもないという思いから、公明党としては趣旨採択の考えを述べさせていただく。

いいじま委員 4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、新政会を代表して趣旨採択としての意見を述べさせていただく。

本陳情書の陳情趣旨にあるように、もとより冤罪は断じて許されるものではない。冤罪が起こってしまった事件については、法務省が再発防止に向けた真剣な検討を進めている。一方、法制審議会の特別部会からは、再審請求審における証拠開示について一般的なルールを設けることが困難であることや、手続構造が異なる再審請求審で通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないといった問題点が指摘されている。

また、3審制において下された判決は重く受け止めるべきであり、再審制度に基づく手続で慎重な検討審議を行うことは、我が国の司法制度に対する国民の信頼を維持するために重要なプロセスと考える。平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項で再審請求

審における証拠の開示などについて検討を行うものとしていることから、その検討はしていくべきであると考えます。

しかし、刑事再審法の見直しは現行の裁判制度による判決の位置づけを変質させるおそれがあり、刑事再審法の改正については慎重な検討が必要であって、地方議会からその議論を加速するようといった提案はできるものではないと考えます。よって、本陳情は趣旨採択とさせていただきます。

橋本委員

日本共産党多摩市議団を代表して、この陳情について採択の立場で意見を申し上げます。

再審法とは、確定した裁判に誤りが見つかった場合、裁判のやり直しをするという法律である。無罪と思われる場合のみの法律である。だからこそ、検察は人権上から持っている全ての証拠を開示すべきことは当然ではないだろうか。ここには大きな不備が実際にはあると考えます。そして、先ほど新政会からのご意見にあった、再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止の問題である。細かいことは専門家に任せるとしても、今の日本の中でこのことが再審で新たに無罪を勝ち取る大きな壁になっているということも事実である。

明らかな無罪証拠が発見され、再審開始決定が出されても、検察官の再三の不服申し立てで再審開始決定が取り消されている。検察官の不服申し立ては無罪立証の再審査への妨害そのものになることもある。いつまでも犯人扱いされ、獄中生活を強いられることになっている。最近も青木恵子さんという大阪の女性が、結局長い間自分の娘さんを殺したのではないかといい形で自由を奪われ、やっとそれが今社会に出て、だが、それに対して国に対する責任はないという判決で、新たにまた戦いが始まろうとしている。

もう1人、私は、布川事件の桜井さんにも直接お会いしたことがあるが、彼も20代からの29年間獄中で、本当に自分がやっていないのにやったと言われたというそのことの無罪を勝ち取るために長い間苦労された。そうした事実がある中で、やはり何が問題かをきちんとこの協議会の中で明らかにしていくことは避けて通れないことだと思う。再審における手続を整備するということが今大変重要である。既に70年間も改定されてい

ない現行法自体、再審請求人の権利が大変保障されないという形にもなっている。冤罪は、犯人とされたその人だけではなく家族、犯罪被害者やその関係者の人生そのものも狂わせてしまうということで絶対に許されないことであり、国家による最大の人権侵害だと私は考える。

こうした中で、一日も早く協議会そのものが促進され、そして無罪の中で大変な思いをされることがなくなるように、それに向けて、私は、地方議会からも今再審法の改正をというその一致点で意見書を出せればと思っている。以上申し上げて、採択の立場での討論とする。

折戸委員

4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情に対して、フェアな市政を代表し、採択の立場で討論する。

陳情書の趣旨にもあるように、いわれのない罪に問われること、冤罪、これはもうあってはならないことであるし、まさに国家による人権侵害であると、私も心を震わせる思いである。そういう意味で、何人もの人が自分の人生を全く台なしにされて苦しい思いをしながら獄中にいる方の、何とも言い表せない無念な気持ちを早く解消してあげること、これはもう何よりも早く進めなければならないことではないかと私は考えている。

だから、陳情項目にあるように、再審のための全ての証拠開示などを含む再審法改正を速やかに進めること、また具体化するために刑事手続に関する協議会の開催を促進すること、これはコロナ禍であったから仕方がないということもあるかもしれないが、しかし、コロナ禍においてもできるだけ早く、緊急にこの議論を加速させて冤罪の人々を救っていくということは多くの国民の望むところでもあるし、地方自治の多摩市議会においても促すことは決して悪いことではない、むしろ国に対して率先してその正義を早く明確にすることを望むものであると思うので、このことに私は賛成するという採択の立場としての討論とする。

藤條委員

4陳情第2号 再審法改正の促進を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情について、先ほど新政会を代表していいじま委員の言われたとおり、趣旨採択としたいと思う。

冤罪を少しでも減らしていかなければいけないということでは皆さん一

致しているところであるが、協議会開催を促す立場ではない。しかしながら、この健全な議論を行っていただいて、ぜひ一定の結論を出していただきたいと望むものである。

渡辺委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が3名で、同数である。よって、多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は趣旨採択すべきものと裁決する。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書を提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったので、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

続いて、日程第2、第21号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 それでは、第21号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、概要を説明させていただく。本市では、令和元年9月から住民票の写しや印鑑登録証明書などのいわゆるコンビニ交付を開始している。その開始に当たり効果的なPRや利用促進を目的として、コンビニ交付に係る手数料については3年間の期間限定で本則の1通300円から150円に減額する附則を設けた。本年8月末をもって附則の期限3年を迎えるに当たり、引き続きコンビニ交付の利用拡大、利用促進に向けて手数料を本則の1通300円ではなく200円に減額し、令和7年8月末までの次の3年間の期間とする新たな附則を設けるものである。詳細については、行政管理課長から説明させていただく。

小柳行政管理課長 具体の条例改正の内容をご説明させていただく。フォルダをお戻りいただいて本会議のフォルダの令和4年第1回定例会の中から市長提出議案の中の一部改正条例新旧対照表をお開きいただければと思う。

こちらの3ページの部分の網かけ部分が変更の内容であるが、附則の3のところから従来の令和元年9月1日から令和4年8月までの附則が載って

いるが、その下に4番目として新たに令和4年9月1日から令和7年8月31日までの期間を対象として住民票と印鑑証明に係る手数料を200円に減額するという附則を設けさせていただくものである。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員 先ほどご説明いただいたとおり、こちらの手数料に関しては本来300円を3年間の時限で半額の150円とするということが試行されてきたわけであるが、この期限切れに当たって今度は200円という形で減額を行うことの理由と、それによってどのような効果を見込んでいるのかをお伺いする。

片岡市民課長 今回大きく言うと3つ理由があり、まず1つ目が、窓口からコンビニ交付への誘導をまだまだ行いたい。近年DV被害者の支援の案件をはじめいろいろな窓口での相談などが長期化している件数がふえている中で、丁寧に対応するために機械でできることは機械で行いたいということで、まだまだ普及をしたいと思っている。

また、26市の手数料のバランスで言うと、窓口交付の手数を300円にしている自治体の70%以上が200円と差を設けていて、相場感としても市民には納得できるものではないか。3つ目が、新型コロナウイルス対策として市役所に来なくてよい非来庁型サービスを進めるために、まだまだコンビニ交付への誘導が必要だと考えている。それによって最終的にはコンビニ交付を行えるものが大きく4種類あるが、住民票関係、印鑑関係、戸籍関係、税関係、そのうちの住民票関係と印鑑関係についてのみ減額であるが、その2つについては最低でも50%がコンビニ交付になることを目指したいと思っている。

いぢち委員 そうすると、今3つ理由を挙げていただいたうちの最初が普及のさらなる促進、コンビニ交付を広めたいということだと理解したが、その場合の目標は、せめて窓口来庁と非接触型が半々になるところまでとすると解釈してよろしいのか。

片岡市民課長 少なくともまずはそこを目指したい。その先どうするかは、ほかの自治体等の関係もあるので、またそのときに検討していきたいと思っている。

また、誘導であると、コンビニ交付が安いということに加えて、実は去年売店にマルチコピー機を入れたが、その普及ということもある。窓口でご案内するときに、あちらでも取れるという、おまえ仕事したくないから追い払おうとしているだろうと取られてしまう。そうではなく、あちらでお取りいただければ少し安くなるのでよろしければご案内すると言って丁寧に対応し売店のマルチコピー機をご利用いただくことで、その方は次から市役所に来なくても自分でできるようになる。そういったことを目指すために、職員が誘導しやすいという部分でも行いたいと思っている。

いぢち委員      あと1点お伺いするが、単純に考えれば300円手数料を頂くところが200円になる、そこだけ見ると市側から見れば金が減るということであるが、この普及促進と併せて、このことを進めていくことであまり大きな金額ではないかもしれないが市の収入に関してどのような影響があるのか、プラスマイナスをどのようにお考えなのかを確認したいと思う。

片岡市民課長      コンビニにかかるお金というのが、まず年間でガサッと一括でかかるものがある。J-LISに払うものとコンビニのベンダーに払うもの。そのほかに1件当たり払うのが委託料の117円と、それから減収分、これは本来300円であるところを200円にすれば100円ずつ減収していくという考え方になる。そうすると、その減収分は50円下げると年間大体100万円ぐらいに相当する。だから今150円下げているので大体300万ぐらいの減収になる。それを200円にすることで大体200万円ぐらいの減収になる。

いぢち委員      このことで今200万円ぐらいの減収になることがわかったが、そういったことを含めても、普及促進と非接触型サービスを推進することについての意義はわかったつもりである。あとは意見になるが、これまでの今議会の様々な質疑の中で、例えば非接触型サービスを広めることが人件費を、人を減らすことにつながるのかということがあったときに、決してそうではない、今特に長引く相談の方が多くおられるので、むしろ対面型のそうしたサービスに注力したいのであるというようなご答弁も伺っている。

私たちの会派としては、少なくともこの非接触型サービスを広めることは当然このご時世大事なことを考えているが、余計なことかもしれないが、

このことでさらに職員の方がその力を対面のきめ細やかなサービスに振り向けていただくための改正であると考え、そしてそのように市政を進めていただきたいと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第21号議案 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 それでは、第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、概要を説明させていただきます。

本案は、マイナンバーに係る本市の独自利用事務に、心身障がい者の医療費の助成に関する事務を追加するものである。この事務は、東京都が主体となって実施する当該助成事業のうち認定審査の部分について都の条例と規則に従い本市を含め各区市町村が行っているが、現在はマイナンバーを利用しないことから申請に当たり課税証明書等の添付をお願いしている。

このたび東京都が本事務でのマイナンバー利用を進めることになり、東京都の個人情報保護委員会に連携対象項目の追加要望を行い、規則改正を行うということで、こうした手続を行った上で各区市町村にマイナンバーの利用を検討するように通知があった。については、本市においても当該事

務をマイナンバーに係る独自利用事務に位置づけ、申請者の方から認定審査の手続の際にマイナンバーを取得することで課税証明書等の添付を省略可能とし、申請者の利便性、事務手続の改善を図りたいという内容である。詳細については、行政管理課長から説明させていただく。

小柳行政管理課長 先ほど同様本会議の新旧対照表をご覧いただければと思う。新旧対照表の7ページ目に載っているが、項番の7番目に事務として心身障がい者の医療費の助成に関する事務を追加させていただき、その右側の欄に利用する情報として、(1)の障がい児入所支援に関する情報というところから(7)まで追加するものである。その上部にも網かけの部分があるが、本項目の追加に伴う文言の整理である。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第22号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡辺総務部長 それでは、第23号議案であるが、会計年度任用職員の補助スタッフ10職種の報酬単価の改定及び短期保健師職の新設をするため本案を提出するものである。詳細については、人事課長より説明をする。

佐藤人事課長 それでは、人事課から説明をさせていただく。今回の改正については、

会計年度任用職員の補助スタッフの一部職種の報酬単価の改定と、短期保健師職を新たに設置するものである。報酬額については、最低賃金や労務報酬下限額の変更など社会状況の変化に応じ、都やほかの自治体との均衡を踏まえて検討し、改定を行うものである。

令和4年度の労務報酬下限額が1,046円から1,075円に上げられることから、補助スタッフのうち資料にもあるとおり事務補助員、文化財調査員、学校図書館司書、短期事務補助員、軽作業員、保育士、短期保育補助員、健診助手、養護教諭、栄養士、10の職種において報酬単価を改定する。改定後の報酬単価は、改定前の報酬単価に労務報酬下限額の増加率2.77%を乗じた金額としている。

また、短期保健師職の新設については、臨時的な業務対応や、一時的に業務量が増大する際に保健師の専門的知識を有する職員が必要となる場合があることから、人材確保の観点から通年での任用だけではなく、必要時の業務ニーズに合わせた短期での任用を可能とするための職種の 신설である。短期保健師の報酬額は、ほかの職種とのバランスを鑑み、勤務時間1時間当たりの報酬額、2,077円とさせていただく。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第23号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第24号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

渡邊総務部長　それでは、第24号議案である。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年の9月1日に施行され、個人情報の保護に関する法律の改正とともに、個人情報保護法に統合される独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と、行政機関に保有する個人情報の保護に関する法律の廃止が定められた。

これによって、多摩市個人情報保護条例の中の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を引用している部分について改正を行うものである。詳細については文書法制課長から説明させるのでよろしく願います。

岩田文書法制課長　資料については、案件5の資料をご覧くださいと思う。こちらに1ページでまとめているが、先ほど総務部長の言われたとおりデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の附則第2条が、こちらにあるように、この2つの法律になる。これを廃止するという形になっている。これが、その後の政令によって令和4年4月1日施行するような形で定められたので、それに伴い、多摩市の個人情報保護条例を改正するものがある。したがって、施行期日は令和4年4月1日という形になっている。

ここで、この個人情報保護条例の全体の改正の様子であるが、資料をお戻りいただいて資料2の2ページ目をご覧くださいと思う。こちらの2ページ目にカラーの表が出ていると思うが、その下の部分の左が現行で、右が見直し後という形の表になっている。現行のほうを見ていただくと、上は総務省、個人情報保護委員会、あと各地方公共団体となっている。

今回、令和4年の4月1日に施行されるのが総務省の部分になる。総務省の下に行政機関の個人情報保護法、独立行政法人の個人情報保護法の2つがぶら下がっているが、こちらの2つが個人情報保護法に統合されるという形になり、ずっと対象となる下を見ていただくと、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者が今回統合されるという形になる。

来年、令和5年の春になると、今度緑色の部分の各地方公共団体とあるところ、それは多摩市も該当するが、こちらが隣の青色の個人情報保護法

に統合されるという形になり、予定としては本年、令和4年12月議会に多摩市個人情報保護条例の大幅な改正を提案させていただくという形になっている。

今、国ではガイドラインの暫定版を公表していて、それに基づいて多摩市では個人情報保護審議会に諮問しているので、今後審議していただいで、どのような改正が必要かを随時また議会にも、協議会になると思うが報告させていただいて、改正を行いたいと思っている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 結論から言うと今回は上位法の改正という形で、ごくごく単純に言えば反対するものではないが、全体を通してもともとデジタルの推進という中で出てきている。それで、今後個人情報の多摩市の審議会も開く中で様々な変更も出てくるわけであるが、前から申し上げたように今議会では予算委員会で板橋議員も取り上げていたが、これによって地方自治体の自由度、自治体の本旨というか本当になぜ地方自治体なのかというところが侵される方向になってはならないということは前にも一般質問等で申し上げてきたが、もしそのことを市が本当にそのようにすることになると、例えば標準化基準というのが机上に乗ってきているが、こうしたものでも、多摩市はこうだから住民サービスはこのようにしたいという具体的なものが出てきたときに、国に対してどのような意見を申し述べていくか、また申し述べるその考え方を持っているかというところが私はポイントだと思う。

確かに上の法律が変わってきても、多摩市にはニュータウンがあったり、独自の暮らしというものがある。そうすると、15項目のいろいろなサービスがただその中に収まってしまうというものではないと思うが、そのときに国に対して、標準化だけでは住民サービスができないとき、自由にカスタマイズできるようにという意見を申し述べていく考えを持っておられるかどうかについて今日は確かめたいと思う。

岩田文書法制課長 個人情報保護条例の改正については、システムの標準化という形の前に、個人情報の定義、今まで目的外利用をするときはそのたびに審議会にかけていたが、それが今回この法改正によって個人情報保護委員会という

国の委員会に統合されることになった。したがって、具体的にシステムの関係については、この個人情報保護条例では直接の規定がない。

ただ、委員が言われるように、今まで市で独自で条例として個人情報の保護を図ってきたところが国に統一されるという形については事実であるので、そこで市としての個人情報保護の独自のやり方が損なわれてしまうのではないかという危惧があるというのは、それはそのとおりだと思う。

国では今、個人情報保護条例に書かれている安全措置義務といったことについては調査してほぼ取り入れているので、規定的には個人情報保護が図られている形になっている。ただし、各市町村についてはその地域によって様々な事情があるので、要配慮個人情報といったものについては個別に定められるような形にはなっている。多摩市でそれをやるかどうかは今後の審議会等の審議によると思うが、そういう形になっている。国では匿名加工情報等についてもやれという形になっておるが、実はこれについてはかなり難しい技術が採用されているので当面都道府県、政令都市について適用され、市町村については任意規定になっているので、今のところ多摩市でやる想定はしていない。したがって、ご心配の匿名加工情報の関係については当面やらない形になっている。

橋本委員

地方自治体では、財政上のこともあり、複数自治体でのクラウド化という形が出てきている。そうすると、確かに今回は個人情報の保護というところに焦点が絞られているが、答弁の中にあつたように、やがてなるべくいろいろなものを標準化していくことによって確かに事務事業の効率化、金の面等いろいろあるが、多摩市もクラウド化を採用するという中で複数自治体との協力という形でやっていくが、独自のサービスを妨げないことを基本に進んでいかないと、10年後になったら、昔はあつたが今上がなくなったからだめだという、非常に自治体らしいものがなくなってしまうことを私は何度も何度も危惧している。

今の答弁の中でも決して振り回される形だけを持っているとは思っていないが、ぜひそのことについてしっかりと念頭に入れて進めていただきたいと思う。この辺に対する大きな考え方を1点だけお聞きして終わりたいと思う。

岩田文書法制課長 委員が言われるように、国で法律を統合したから多摩市では何もやらなくてよいとは全く思っていない。審議会については、法律ではやめてもよいことになっているが、多摩市においては残す。では、その審議会でも何をやるかであるが、今までの目的外利用等については国の個人情報保護委員会に一元化されるので、個別の諮問は法の趣旨に沿わないと言われている。ただし、あつてはいけないが例えば情報漏えいの報告、個人情報の運用ルール等については随時個人情報保護審議会に意見を聞き、多摩市の特殊事情もあるので、なるべく個人情報保護を図れるような形で運用していきたいと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第24号議案 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第25号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡辺総務部長 第25号議案であるが、総務省消防庁にて策定された非常備の消防である消防団の報酬等の基準に基づいて、消防団員の処遇の改善を目的に、団員の報酬額等について見直しをするものである。これらは非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正をすることになる。これらの詳細については防災安全課長から説明をする。

城所防災安全課長 それでは、説明させていただく。資料のほうはSide Booksの総務常任委員会のところに入っている案件6というところをご覧願う。

なぜ今というところは総務部長が申したので割愛させていただくが、いずれにしても総務省消防庁から今年4月にはきちんと整備するようにと  
いった助言を頂いたことから、それに基づいてやる場所である。

今回の条例改正は大きく5つある。1つ目は消防団の活動に基づいて今  
支払っている「手当」を「報酬」とさせていただく。2つ目が、現在災害  
出場手当として払っているものを、出勤報酬として2つ増設させていただ  
く。自然災害1日あたりと半日あたりの2つを増設する。3つ目は、賄手  
当を廃止させていただく。これ下表をご覧くださいと、災害出場手当  
3,000円が3つのところに落ちていくということが表の説明になる。

また、現行の賄い手当が廃止という形になる場所である。

次のページに行って、4つ目の大きな改正であるが、各団員の年額報酬  
であるが、一律2万円増額させていただく。例えば団員で基本団員のと  
ころ8万200円と書いているものが、2万円増額して10万200円にな  
るという形である。

最後の大きな変更点であるが、職務不能期間の創設である。団員が疾病  
その他の理由により団員活動ができなくなった場合は報酬を支払いせず、  
復帰した時点で報酬を支払うこととする。多摩市消防団も、これ疾病と申  
したが、想定されるのが6割がサラリーマン団員で転勤等で多摩市を離れ  
ると、ただ、マインドは持っているが活動ができないという方がおられる  
ので、そういった方も救済できるような形をとろうかと思っているところ  
である。

施行日は4月1日からと考えている場所である。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員

今回こういう形で、これが多いのか少ないのか私も簡単に判断できるこ  
とではないが、かなりの自由な時間をこの消防団活動に充てておられるこ  
とは、委員長も言われていたが、この議場での経験を持っている方の発言  
でもわかる。それで、そこには敬意を表するものであるが、根本的なこと  
で、私が知った時から10分団という形で来ているが、例えば多摩市内だ  
ったら学校の統廃合で中学校も9つになり、小学校も17になり、それは

時代とともに変わるものではないかと思っているが、もし団員さんになる人がいなくなったら10分団でなくても9分団にしてやっていくようなことは今考えられていないのかどうか、その辺だけお聞きしたいと思う。

城所防災安全課長 少子化もあるので将来的にはあるのだろうというマイルストーンは思い描いているが、そもそも消防団は多摩村の頃からできたその地域の根強い活動があるので、まずはそのマインドを大切に、それでもだめであれば活動を有効にするということで統廃合はなくはないのだろうが、現時点では今ある10個をどうにかして維持できないかという方向で考えているところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第25号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第26号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第26号議案の中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げさせていただきたいと思う。令和4年4月1日から成年年齢を18歳に引き下げること内容とする民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、その法律との整合性を確保するほか、個人事業主が法人化した場合や、創業までの期間の制限など補助要件の緩和を行って幅広く市内事業者を支援していくために条例の一部改正をお願いするものである。詳細については渡邊経済

観光課長からご説明申し上げます。

渡邊経済観光課長 それでは、ご説明をさせていただきます。資料については、総務常任委員会の資料の中の案件7である。中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正についてである。概要については、今、市民経済部長からご説明をさせていただいたとおりである。2番の改正内容からご説明をさせていただきます。

1番目である。条例第2条第2号で小規模企業者の定義の変更である。こちらについては、小規模企業者の定義について東京信用保証協会が定める定義と差異が生じていることから、これを是正するものである。具体的にはNPO法人が市の条例上残っているところから、現行に合わせてこちらの規定を整理させていただくものである。

2番目である。条例第4条第2号ほかであるが、利用要件の変更である。こちらは民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行される。18歳から親権者の同意なしに契約等の法律行為ができるようになることから、本制度でも20歳から18歳に年齢要件を引き下げるものである。

3番目である。第4条第1号ほかの部分であるが、中小企業者・小規模企業者支援金の利用要件の緩和である。現在の制度では、利用要件として法人に当たっては市内で1年以上事業を営んでいることと規定としている。このため市外で個人で事業を営んでいた方が拠点を市内に移してこれから法人化してやっていこうというときに、1年以上経過しないと本制度を利用できない状況となっていた。については、事業を営む個人が同業種の法人を市内で設立した場合には、個人で事業主として行っていたその事業実施期間を法人としての事業実施期間として計算できることとさせていただきたいと考えている。

4番目である。条例の第5条第6号のアであるが、創業支援資金の利用要件の緩和である。こちらについては、業態によって創業までに要する期間が様々である。現在創業までの期間として1か月ないし2か月という制限を設けているところであるが、これによって利用できない事業者がいる状況がある。審査により信用性が担保された事業者が本規定により対象外となるケースもあったため、こちらの要件を緩和することとする。

今後の予定としては、こちらの条例をお認めいただいた後、令和4年4月から施行させていただきたいと考えている。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第26号議案 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第27号議案 多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第27号議案 多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。Side Booksの本会議のフォルダ、今議会の市長提出議案の議案書の39ページ、新旧対照表については25ページからとなる。併せて総務常任委員会のフォルダに案件8として説明資料を添付させていただいているので、こちらもご覧いただきながらご説明させていただければと思う。

多摩市企業誘致条例については、企業の立地を促進し雇用機会の拡大や都市としての自立を図ることを目的として平成14年に制定以降5回の改正を行い、制度を継続してきたところである。この条例については、本年3月末をもって失効となるが、市内の土地を取り巻く状況の変化、社会課題などを踏まえ、多摩ニュータウン内の未利用地の処分促進という当初の目的からまちのリニューアルに合わせた持続可能なまちづくりの仕組みとして対象地区の拡大や中小事業者の要件緩和、中古物件を対象とすること

など制度全体の見直しを行い継続するため、条例の一部改正をご提案させていただくものである。詳細については渡邊経済観光課長からご説明申し上げます。

渡邊経済観光課長 それでは、ご説明させていただく。資料については、総務常任委員会の案件8の令和4年度企業誘致条例の改正についてというところで説明させていただきます。別紙は後ほどご覧いただければと思う。

まず1番目、経緯については、今、市民経済部長からご説明をさせていただいたとおりである。

2番目の改正の主な内容である。まず1点目が条例名の改正である。こちらは新たな誘致というところに加えて、市内に立地をし続けていただくというところも今回の制度の改正の趣旨にある。そういったところから、条例名称を「多摩市企業誘致条例」から「多摩市企業立地促進条例」に変更させていただき、新しい制度ということでPRに努めてまいりたいと考えている。

2番目、事業所の新設可能エリアを拡大というところである。こちらについては、ニュータウン内の業務用地の企業進出が進み、一定程度ニュータウン内ではこれまでの制度の目的が達成されてきたところから、対象を市内全域に拡大して対応させていただきたいと考えている。

3番目、事業所を新設する場合に中古も対象物件として追加というところである。既存ストック活用と立地可能性を拡大することにより、事業所の立地を促進するため、新築に加え中古物件による事業所新設も本制度の対象とする。なお、中古物件については、交付期間の要件をその常用雇用者数によって傾斜をつけさせていただきたいと考えている。こちらについては、企業を立地してその後企業が撤退した後、建物だけが残ってしまってその後の活用が進まないようなところも市内で見られた。新たな事業所がそういった中古物件に入っていただくことを促進したいと考えている。

4番目、事業所を新設する中小事業者については、新設要件を緩和というところである。中小企業の新設時の投下固定資産額を通常の3億円から1.5億円に緩和する。こちらについては、市内では50人から100人の従業員というところがなかなか少ないような状況が見られる。そういっ

た規模の中小企業の誘致をより促進していきたいことから、こちらの要件緩和を考えている。

5番目、市内中小企業の事業所増築を奨励対象に追加というところである。こちらについては、中小事業者のうち市内で既に事業所を設置している事業者については、建て増しまたは事業所の業務に用いる新たな建物を同一の敷地内に建築する場合、本制度の奨励対象とする。市内で事業を既に実施している中で、手狭になってしまって市外に流出するようなことがないように、増築も対象にしていく。

6番目、域内消費の拡大を促すなど地域活性化に資する事業所に関する特例制度を拡大というところである。これまで本社機能については、市内に立地していただいた場合について、固定資産税と都市計画税の100%相当額の上限を1.2億円とさせていただいたが、こちらの上限を1.5億円に引き上げさせていただきたいと考えている。また、こちらの特例対象施設として、本社機能に加え宿泊施設、また省エネルギー性能優良施設ということでZEBやZEB Readyといった施設を新たに設置する場合に対象としたいと考えている。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員

確かにニュータウンの土地が最初の発想から随分日がたつにつれ変わってきたということで、こういう展開で市内で事業を営む方にとっても新たに利用できるものにするというところは評価したいと思っている。それで、当然こういうものは市内の業者からぜひそうあってほしいという声も出て、それで検討されてこういう条例改正になったのではないかと思うが、その辺のところと、例えば宿泊施設も新たに加わるということでは、見通しの件数の細かいところまではわからないところあるかもしれないが、その辺のことについてお答えをお願いします。

渡辺経済観光課長 個別の事業所自体から声を聞くということでは少し難しいところがあったが、土地を持っている事業者、そこに誘致をしていきたいという事業者としてはUR都市機構や東京都がいると思うが、こういった制度については、既に事業所が建っている中で、中古物件ということで塩漬けされて

そのまま経済活動が行われていないところもあるので、こういった制度は有効であるということでお声をいただいているところである。

今後の利用については、幾つかどうかというところもあったが、まずはURの土地で定期借地権がこれから切れてくるところが出てくるが、そういったところについて、事業所であったところがその後住宅化するようなことがないように、こういった制度をご利用いただければと考えている。

鈴木市民経済部長 少し補足させていただくと、本条例を改正するに当たって、まず商工会議所とも意見交換をさせていただいた。先ほど橋本委員からお話があったとおり、市内のいわゆるニュータウンの中には未処分地がほとんどないという状況の中で、今後こういった企業を呼んでくるのがいいのかというところでは、先ほど課長からもご説明をさせていただいた従業員数が20人を超えて100人ぐらいのいわゆる元気で、ある程度雇用もしていただけるような中小企業が少ないので、そういった企業を何とか持ってこられるような制度にできないかというようなご意見も商工会議所から頂戴したところである。そういったところも踏まえた中で、今回制度設計をさせていただいたというところが一つある。

また、京王プラザホテル多摩の撤退といったところもある。先ほど特例対象施設に宿泊施設を加えさせていただいたというところについては、京王プラザホテル多摩のところは、12月議会で京王側からのご説明もあったとおり、ホテル業としての継続はなかなか厳しいということで、もし現れればというところではあるが、他の事業者があそこで再度ホテルをやりたいというような場合にはこの制度で後押しができないかということで中古物件を対象にさせていただく、そして宿泊施設についても特例対象施設とさせていただくというところでの制度設計という意味も、こちらに含めさせていただいたところである。

橋本委員 多摩市という形態ができて50年たち、まちづくりについて今までの観点だけだと頭打ちになってしまうということを誰もが感じているところで、こういう形で新たな商工であり、また企業が本当に進出したり、あと土地を持っている方が動かすというような発想ができるということは評価したい。

池田委員 確認であるが、この制度では同敷地内において事業所を増築する場合も使えるという話であるが、今現在市内で頑張ってくださっている方が市内でもう少し広げたいがこの敷地内ではもう無理だとなったときに、例えばほかの中古でもOKだとなった場合にご相談に乗っていただいて市内のほかの所に場所を変えた場合もこの制度が使えるということによろしいか。

渡邊経済観光課長 こちらについては、増設もそうであるが、市内で移転するようなところも対象とするので、新規に新たな土地を購入され、そこに新たに建てて移られるというところでも対象となる。中古も結構である。こちらはそこも対象に広げたので、中古でも大丈夫である。

藤條委員 先ほどの特例対象施設に宿泊施設を加えたというところであるが、京王プラザホテルの撤退を前提としたお話かと思うが、民間事業者の方たちが進出をしようとするときにはエリアマーケティングされると思うが、そうした中で、近隣市などはこうした部分の対象施設に宿泊施設なども設けられているのか。加えて、民間事業者への周知、そういった方たちへのお知らせはどのように行っていく予定なのか。

渡邊経済観光課長 わかる範囲であるが、近隣で宿泊施設に特例措置をしている、それに限って誘致をしているところについては今確認が取れていない。誘致のPRについては、市内事業だけではなく広く市外に打って出る必要もあるので、まずは土地を持っている東京都やUR都市機構と連携した取り組み、あとはこちらから直接伺う、場合によっては誘致イベントなどにも出ながらそこでもPRをしていくといったことも考えていきたいと思っている。

藤條委員 ぜひそうしたPRも考えていただいて、こういうものをやっているホームページに載せて待っているだけだとなかなか拾ってもらえないことも多いと思うので、ぜひそうしたトップマネジメント、トップセールスのようなものも含めてご検討いただきたいと思う。

橋本委員 省エネに視点を置いているということは、今議会でも話題になった気候非常事態宣言という中で、多摩市がそこに視点を置いているのでZ E B R e a d y という形だと思うが、藤條委員が言っていたのと同じであるが、こういうところに視点を置いて書かれている自治体は多いのか。それとも多摩市の独自性が結構あるものなのか。

鈴木市民経済部長 近隣市というところで申し上げますと、今私どもで資料を持ち合わせているのは八王子市と日野市と稲城市であるが、そういった環境性能が優れた建物を造った場合の奨励措置制度はない。また、橋本委員からお話があったとおり、気候非常事態宣言を出した多摩市としては、特に新たな民間施設の中でいわゆるZEBなりZEB Readyの性能を有している民間施設は今のところ市内にはない。我々が企業を誘致していく中では、気候非常事態宣言を出した多摩市だからこそ、そういったスタンスもこの制度の中に組み込みながら、民間と一緒にカーボンゼロを目指していく取り組みを前に進めていくというところがこの特例措置に考え方として入っているということである。

折戸委員 先ほど京王プラザホテル多摩の撤退の件で宿泊の問題も出てきているということである。この見通しであるが、例えばあそこは京王が持っている建物であると思う。もちろん部署は違うものがあるのだろうと思うが。京王系列ではないところが例えば宿泊をやるといった場合、その可能性はあるのか。京王系列でなかったらできないのか、そうではないところが入ってこられる余地があるのかどうか、そこがわからないので教えていただけるか。

渡邊経済観光課長 京王プラザホテル多摩のその後については、本条例の関係で言うと、もしそこに違う会社が入ってくるのであればもちろん対象になるし、同じ資本系列の会社が入ってくるのだと対象にはならないと考えている。

鈴木市民経済部長 多分折戸委員のご質問は、ほかのところへのリーシングの可能性の問題だと思う。今コロナ禍で宿泊業はかなり厳しい状況であるが、私どもで市場の中の動きを見ると、あるホテルチェーンにおいては、このコロナ禍において、私が調べたのは昨年の資料であるが、5棟ぐらい毎月他のビジネスホテルチェーンの物件を買って、いまだにビジネスホテルチェーンとして拡張するといったような事業を展開している企業もある。

したがって、そういった企業がある中においては、一つの動きがなくはないので、こういう誘導策をつくっていくことによって一定程度、我々のところに直接お声があるというところではないが、また物件自体が私どもの物件ではないのでなかなか難しいところではあるが、こういった動きを

つくっていくことでそういった可能性をつくり出していきたいと考えている。

折戸委員 可能性であるが、ホテル業界だと、名前を出すのはよくないかもしれないが、アパホテルなどはかなり精力的にやっている。そういうことだとすると、これは市がどうこうすることはできないかもしれないが、京王系列のほうでそこがよいと言った場合は入ってしまう可能性があり、そういうことも可能だということを含んで広げた部分であり、やれるかどうかはまだ未定であるが、その可能性というのはそういうことだと確認してよろしいか。

渡邊経済観光課長 今、委員が言われたとおりである。

いぢち委員 別紙の中小事業所立地継続支援のところ、中小事業者の市外移転を防ぐというような目的が書かれている。市側としては、例えば多摩市内では事業が難しい、市外へ移りたいというような声がどのぐらいあったのか、その原因は何で、よその地域だったらやっていけるという見込みがあって移転するわけであるから、そういった点で多摩市の何が問題であったのか、そこのところをこの改正でどのようにクリアできるのか、そういった分析はどのようになさっているのか伺う。

渡邊経済観光課長 経済観光課の事業の中で、市内の事業者を回っていろいろとお伺いする取り組みを行っている。そうした中で、今、永山6丁目のサービスインダストリー地区などにも伺っているが、そういったところでは施設の老朽化が課題であると二、三社から伺っているところである。そういったところの建て替えを考えるに当たって、市外に行ってしまうないように、できれば市内にとどまっていただくようにということで、こういった対応をさせていただいているところである。

いぢち委員 このコロナ禍で、私たち議員も事業者からのご相談をいろいろ伺ったし、市内にはいられないというようなご相談もあった。もちろん、この条例の改正は、単なるコロナ対策というより、もう少し長期的な見込みを含んでこのように考えられていると思うが、コロナの影響は長期化することも予想されているし、それだけでなく今お話を伺ったようなところで、多摩市が事業者の皆さんのニーズに寄り添ってそういったきめ細やかな対応をして

いただける条例になることを望みたい。これは私の意見として言わせていただく。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第27号議案 多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は、継続案件である。

本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。9月2日の総務常任委員会では、所管事務調査の進め方について意見交換を行い、市民の意見をどう取り入れていくかが重要であるため、そのことを今後の市側との意見交換の中で協議していくことを確認した。

また、10月12日には市役所本庁舎建て替え基本構想策定方針についての勉強会を開催し、市側から、基本構想は庁内の策定委員会と庁外の有識者懇談会において検討を進める旨の説明があった。これを受けて、その後の総務常任委員会では、年度内に2回開催される有識者懇談会の報告に合わせて協議を行っていくことを確認した。

また、11月4日には今後の議論の参考とするため、現に庁舎建て替えを進めている府中市への視察を行った。12月10日の常任委員会において、今後の進め方として、有識者懇談会についての市からの報告に合わせて協議を行っていくことを改めて確認した。2月25日の勉強会では開催された有識者懇談会について市から報告を受け、質疑を行った。

ここまでこのように進めてきたが、今後もさらに市民の意見をどう取り入れていくかを中心に調査研究を進め、今後引き続き開催される有識者懇談会についての市からの報告に合わせて協議を行っていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、本定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第10、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時38分 休憩

---

(協 議 会)

渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、多摩市市制施行50周年記念事業実施計画の更新について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 それでは、協議会をよろしく願います。企画政策部からは今お話の

あった市政施行50周年記念事業ほか10件あるが、個別になるので担当課長からそれぞれ説明させていただく。

田島企画課長　　まず、協議会の資料の1、市制施行50周年記念事業の実施計画をここで更新させていただいたのでご報告をさせていただきます。

内容については、これまで令和3年度に行ってきた事業については既に実施計画に基づいて行ってきたが、今回コロナの関係もあり、この記念事業の実施に当たっては、資料の5ページをご覧くださいと思うが、資料としては4ページ、データとしては5ページになる。今回記念事業の実施期間を令和3年から4年にかけてとし、令和3年、2021年9月1日から令和4年、2022年の8月31日まで年度をわたって行うようにさせていただいたので、今回のこの実施計画については、令和4年度、2022年度分の更新版についてになる。

では、主な変更点のみご説明させていただければと思う。まずデータの8ページをご覧くださいと思う。こちらに簡単に書かせていただいているが、記念式典、記念イベントについては、パルテノン多摩がグランドオープンするのが今年の7月からになるので、これに合わせて全体の50周年、最終のフィナーレに近い時期であるが、ここで記念イベントを行わせていただく予定である。

そちらにあるように、7月の予定としては、23日土曜日、24日日曜日の2日間、パルテノン多摩全館をお借りして様々なイベント、また23日の午前中には記念式典を行わせていただく予定である。こちらについては、議員の皆様にもご出席、ご参列いただければと思っているので、Side Booksの市からの情報提供の3月のところに入れさせていただいている。以前、2月に入れたのであるが、2月も終わってしまったので3月に改めて入れさせていただいたのでご確認をいただければと思う。こちらの式典の中で今回特に広く市政の発展に寄与していただいた団体等に感謝の意を込めて感謝状を送らせていただくが、そういった感謝状の贈呈式についてもそこで行わせていただこうと思っている。また、23日、24日の2日間全館お借りしているので、各所管課が企画している健幸ワーク宣言式、ニュータウン関係のイベント、そういった様々な催しをこの2日

間で行わせていただく予定である。

続いてデータの17ページをご覧くださいと思う。こちらが令和4年度、来年度に市が主に主催する事業の一覧になる。今回全体としては23事業あるが、そのうち20ページからが今申し上げた記念イベントの中で行う事業になるので、こちらが全体の中で10事業、それ以外が13事業で、全体としては令和4年度8月末までに23事業、市が直接主催して行う事業を今検討している。

あと変更されたところは、27ページをご覧くださいと思う。こちらは令和4年度の新規事業として行いたいと思っているが、市民提案事業である。特に市で市民の皆さんと一緒に解決していきたいテーマを今3つほど考えているが、地球温暖化対策、若い世代が参加できるような健幸まちづくり、また市をPRしていただくような特に若い世代向けの事業、こういったところを市民の方と一緒に市として取り組んでいきたい。そういった市民の方との事業に対して一定の補助金を出して事業を行っていきたいと思っている。これは令和4年度、来年度単独の新規事業になる。こちらについても、予算が認められたら正式にPRをしていききたいと思っている。

最後、その次のページからは昨年12月に刊行した記念誌である。こちら当初の予定では11月1日発行だったが12月になったということ、アーカイブでもご覧いただけるということ、最終的に最後のページ、29ページにあるが、全体の構成を一部変更したので、そちらを併せて今回修正させていただいたところである。以上が、今回の記念事業の実施計画となる。

最後に、PRをさせていただいて恐縮であるが、こちらは今日、部長もつけているが、50周年記念事業の関係でストラップを今つくっている。4月1日から下の売店で780円で販売させていただく予定である。一応あと一つ、ピンクと青のものの3種類200本で合計600本作ろうと思っている。この600本完売を目指しているので、議員の皆様もよろしければご購入いただければと思う。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 2 番、第 2 期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略かわら版【令和 2 年度の取組】について、市側から説明を求める。

田島企画課長

それでは、次の案件、協議会の 2 をご覧いただきたいと思う。こちらは第 2 期の多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和 2 年度分の取り組み状況を皆様にお知らせするためにかわら版というものをつくったので、こちらは簡単にご報告をさせていただきたいと思う。

資料は、A 3、見開き表裏になっているが、まず 1 ページ目が総合戦略で、全体としては人口ビジョンと創生総合戦略、大きく 2 つの構成立てになっているが、まず人口の部分が最初のページに入っている。こちらにグラフをお示ししているが、青の破線の部分がいわゆる社人研（国立社会保障・人口問題研究所）が出している、多摩市のデータである、特に様々な手だてを打っていかないとこのような人口推移になってしまうということで、将来的には 2065 年時点で 10 万人を割るような推計値になっている。

これを総合戦略で位置づけたような基本目標、4 つ掲げているが、そういった目標に向かった事業等を行うことによって青の実線の折れ線、これが多摩市で今設定している将来展望人口で、日本全体としては人口減少を食い止められないが、減少していく幅をなるべく緩やかにしていく。将来的にも 10 万人を切るところ、2065 年時点でも 11 万 3,000 人ぐらいを目途に、このような人口設定をしているところである。

直近としては、オレンジで四角囲みになっているが、毎年 10 月 1 日時点で人口調査をしており、2021 年、令和 3 年、昨年（2020 年）の 10 月 1 日時点では 14 万 7,922 人であった。こちらの全体は国勢調査ごとに 5 年ごとの数字のみが記載されているが、おおむねこの将来展望人口は青の折れ線グラフとはほぼ同じか若干それを上回っているような人口の推移になっているので、多摩市の中では今後人口減少に転じていくという大きな流れはあるかと思うが、今のところ大きくはまだ減少に傾いていないところである。

続いて見開きのもう一つの総合戦略の中身については、今回基本目標を4つと最後のページに横断的な目標2つを設定し、それぞれ数値目標、またその下にKPIを設定して、進捗を図っているところである。こちらについては、それぞれ目標ごとにまち・ひと・しごと創生総合戦略の検討委員会、学識の方5人、市民の方2人に入っていただき7人で構成する検討委員会で毎年評価をしていただいているところである。こちらの基本目標の1点目が、多様な働く場・働き方を実現し、安心して働くことができるまちをつくっていくということである。この数値目標も、従業員数や事業所数、これは経済センサスの数字をとっているので令和2年度分の数字がないが、法人均等割の納税義務者数については若干上がっており、その他の事業等も含めて創業ビジネス支援等、ほかのKPI、ここには出していないが、そちらの事業で目標を上回ることができたので、全体としてはBという評価をいただいている。

評価の考え方は右肩に細かいところで書いているが、A、B、Cの基準を持っている。これは5年の計画で、5年後ここにもあるように目標値が令和6年度時点の5年先に向かって、今回令和2年度は初年度1年目になるから、5年目に100%を目標としているので、1年目については全体の目標の20%、5分の1を目標にしている。そちらを上回っているか、それより下回っているかによってA、B、Cという評価をつけているが、今回基本目標1については全体としてBという評価である。目標に向けておおむね進んでいるという評価をいただいたところである。

基本目標2が、まちの魅力を高め、これを発信し、多摩市に関わる人をふやしていく。いわゆる関係人口である。定住人口だけでなく関係人口と言われる方についてもふやしていくということになる。今回事前にデータをお送りさせていただいたときと若干数字に誤ったものがあったので、ここで3か所ほど訂正をさせていただいた。大変申しわけない。こちらの②の30歳～49歳の転入超過人口の達成率、今回3.1%になっているが、そちらの考え方の括弧書きの部分に誤りがあったので、今皆さんにご覧いただいているのは直したもので、31/1,000というところは、正しいところに修正させていただいたので、そちらで確認いただきたいと

思う。

こちらの20歳～29歳、いわゆる20代の人口は、多摩市はどちらかというと転出のほうが上回っている、いわゆる転出超過になっているような年齢層になっている。こちらについてはなるべく転入超過の人口に、現状値が5年間で868人減ってしまったところを、5年で500人、毎年100人ぐらいに食い止めていきたいという目標値を持っているが、残念ながら令和2年度は140人減になってしまっている。逆に30歳～49歳は、どちらかというと転入が上回っているような年齢層になる。

これまでも現状値5年間で623人の増となったので、こちらは目標値としては5年で1,000人ぐらいふやしていきたいところであったが、令和2年度単年度では31人の増で、今のところ目標値には届いていないところがある。その下の滞在人口率であるが、これも20歳台、30歳台の休日、1月、14時といったところの月間の平均値を取って、こちらについては現状値0.91倍、1.01倍、これは国勢調査の夜間人口に対して滞在人口がどのぐらいになるかという数値を示しているが、こちらについても若干上回ってきたいという目標値を設定しているところだったが、そこまでにはまだ至ってない、どちらかというとコロナの影響もあって令和2年度は人流が若干下がっているところになっている。

ただ、全体としての評価は、検討委員会からBをいただいた。数値としては若干下回っているところがあるが、これも大きくはコロナの影響を受けているところであるので、まちの魅力発信や主にシティセールスの部分については認知度等でかなり良い数字が出ていたので、こちらについても全体はBという評価をいただいたところである。

3点目の基本目標、多摩市で産み、育てたいと思えるまちをつくっていく。この部分についても、年少人口の数字については若干現状値に比べて実績値が335人ほど下がっている。これも全体としては先ほどの人口ビジョンでお示したように人口が徐々に減っていく傾向はあるが、こちらの年少人口を5年で1,000人減までにとどめていきたいということで、年間200人減という目標を設定しているところであるが、こちらについても令和2年度は335人減になっているので、若干目標は下回っている

ところである。

ただ、こちらについても、全体としてはBの評価を検討委員会からいただいた。KPIで設定している特に妊婦面接率については、実際の妊婦の方にどのぐらいの面談ができているかという数字であるが、令和元年度は75%だったものが令和2年度は90%を超える数字になっているので、こういったところで数値としては高い数字も出しているので、全体としてはBの評価をいただいたところである。

最後の基本目標4が、ひとりでも安心して暮らし続けられるまちをつくるというところになるが、こちら65歳健康寿命が特に女性は若干上向いているところである。こちらについても安心して暮らせるまちをつくっていくというところで、下にあるが、地域主体のプラットフォームづくりについて地域委員会構想の関係で今取り組んでいるところであるし、地域介護予防教室も行っているところで、こちらについても全体としてはBという評価をいただいた。

最後のページになる。横断的な目標、これは国のほうで設定している関係もあって多摩市としても入れたが、多様な人材の活躍を推進する、また、新たな時代の流れを力にするということで、公民連携の関係でも様々、企業また大学連携等の取り組みについても行っているが、こちらは新規事業も含めて件数が上向いているからAという評価をいただいたところである。

全体としては、委員会からの主な意見と、委員長からの意見をいただいているところであるが、コロナの関係で数字上は、特に参加人数といった数値的なところについては、どちらかと令和2年度からコロナが始まっているから表面的には数字として下向いているところもあるが、全体としては、見ていただいたように人口についてはまだ減少に転じているとは言えない状況にあるので、ポストコロナ、ウイズコロナ、これからコロナ禍後の暮らしをどのようにつくっていくかということが多摩市としては重要ではないかというような総評・評価をいただいたところである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会3番、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 3番目の市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況についてから8番目の日本医科大学多摩永山病院の建て替えについては、行政管理課中心の案件であるので、それぞれ課長からご説明させていただくのでよろしく願います。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会の3番をお開きいただいて、多摩市役所本庁舎基本構想の策定に係る進捗状況についてご報告をさせていただきます。

これまで策定体制については、庁内の策定委員会、それと外部の有識者懇談会のご意見、市民アンケートを通じた市民のご意見、また議会と一緒に策定をしていくということで、これまでご報告をさせていただいているが、その進捗状況というところで今日ご報告をさせていただきます。

有識者懇談会については、第1回懇談会を昨年12月17日に開催した。この回では、基本構想の進め方、建て替えの必要性、本庁舎の現在の課題というところを有識者懇談会でご報告させていただき、将来の市民サービスのあり方について、防災、地方自治制度の分野の委員、お二人の方からご意見をいただいている。

第2回については、今年の2月21日に開催しており、働き方、街づくり・建築、DXの分野の3名の方からご意見をいただいている。こういった懇談会の資料については、市公式ホームページや行政資料室で公開している。

今後の予定であるが、来年度については4回開催を予定している。第3回については5月を予定している。詳細が決まったらお知らせしたいと思う。この会については、有識者懇談会の意見の取りまとめ、市民アンケートの分析を踏まえて、本庁舎に求められる機能といったところをご議論い

ただきたいと考えている。

また、市民アンケートの実施についてである。市内の18歳以上の市民1,200人無作為抽出で行っている。アンケートについては、2月4日～2月24日に行い、670人の方からご回答をいただいている。そのうちウェブでの回答が209人いたところである。

次のページを見ていただきたいが、本庁舎に来庁した方にも同じアンケートを使ってお答えをいただいている。2月22日、24日、28日の3日間行い、114人の方からご回答をいただいている。この中でもウェブ回答が14人あったところである。来庁者アンケートについても、無作為抽出のアンケートを補足する形で分析を行いたいと考えている。

また、政策情報誌を今月市民にも戸別配布しているが、建て替えに向けた検討を始めたというような記事でお知らせしているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、多摩市公共施設等総合管理計画の改訂について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは協議会案件4つ目のところをお開き願う。多摩市公共施設総合管理計画の改訂についてである。本計画は平成27年11月に策定、令和6年度までの10年間の計画として、市が所有する建築物、インフラ施設等の公共施設全体の管理方針をまとめたものである。

2ページ目に経過を記載しているが、令和3年1月に総務省より地方自治法に基づく技術的助言として令和3年度中に計画を見直すよう通知がある。このことを受けて、平成30年11月の計画改訂以降に策定や改訂をした個別施設計画の内容の反映、それと総務省通知で求められている必須記載事項に対応するため、この3月中に改訂を行うものである。

今回の改訂については、政策的に内容を変更するものではない。個別施設計画の内容や現状のデータを記載するなど、時点見直しをしたものである。右側に個別計画名を列記しているが、反映状況で済となっているものと、今回反映と色を塗り潰したものの、合計9つの計画を今回反映している。

また、未となっている3つの計画については、来年度以降策定していく予定である。

次のページをご覧いただきたいと思う。必須記載事項への対応ということで、色を塗ったところが今回追記したところである。修正は現状に合った記載に見直したところ、修正なしについては前回と変わらないところである。

次のページから本編がある。簡単にかいつまんでご説明をする。下にページ数が振っているなので、少しページをめくっていただいて、3ページ目をご覧いただくと、こちらに多摩市の人口の将来推計の記載をしている。次の4ページと5ページについては、多摩市の財政の現状・将来の見通しと課題を記載している。

次の6ページをご覧いただくと、公共施設等の保有量、その推移、現在要している維持管理経費。

次の7ページをご覧いただくと、減価償却率の推移を記載している。減価償却率であるが、建築物、道路、橋梁と高い水準になっている。老朽化への計画的な更新・修繕が必要ということが読み取れる。また、下水道が20.29という低い数値となっている。こちらについては、米印に記載しているが、下水道事業の固定資産台帳については、資産取得時から減価償却が行われてきたものという整理で固定資産台帳をつくっているの、ほかの施設よりも低い数値となっているが、計画的な管理が必要となっている状況である。

次の8ページ目には、長寿命化前後の見込みと差（効果額）を記載している。その下には、現状や課題に対する認識をまとめたものである。こちらについては、今後更新の時期を迎える公共施設等への対応ができなくなる可能性があり、現状の公共施設等を全てそのまま維持することは大変厳しい状況である。こういった認識は今回も変えていないところである。

次の9ページ目をご覧いただくと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針となる。(1)から(3)については変更がない。

(4)については、個別施設計画の内容を反映したものであるということで追記、修正をしている。

少し飛んで13ページをご覧いただきたいと思う。⑧に統合や廃止の推進方針を記載している。建築物については、行動プログラムに基づいて施設の統廃合等を行っていくというところ、道路、橋梁、下水道、公園については、原則として廃止は行わず、将来も適切に維持し続けると、ここについての認識も前回と同様としている。また、屋外スポーツ施設については、今回新たに追記をしている。状況に応じて施設総量や規模の適正化を図るということで記載している。

最後に、14ページをご覧いただきたいと思う。

管理体制の構築方針というところで、本市の職員構成は、直近10年間に採用した職員が全体の約3分の1を占めるということで世代交代が進んでいる。ベテラン職員の退職、新規採用が続くため技術の継承が課題であり、その取り組みを実施しているという認識を記載しているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会5、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会の5番、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム 各論」の時点修正についてであるが、令和4年2月時点の修正を行っているので、その内容についてご報告をする。3月には本常任委員会の報告の後、この計画を公表したいと考えている。

次のページをめくっていただいて、主な変更点というところで3つ記載している。まずコミュニティセンター、地域複合施設については、市民対話がこのコロナでなかなかできなかったというところがあり、1年から2年程度後倒しをしているところである。

また、児童館・学童クラブについては、今児童青少年課で児童館のあり方を検討しているという状況がある。こういった状況を踏まえて、こちらについても改修については1年程度後ろに遅らせるような変更をしている。

また、3分の3をご覧いただいて、永山調理所と南野調理所、給食センターについては、これまで設備の老朽化の進行によっては前倒しも想定す

るということで記載していたが、ここで少し手を入れているという状況と、令和9年度には建て替えをしようと考えているので、来年度以降検討を進めるということで、この前倒しというところは削除をさせていただいているところである。また、最後の関戸簡易耐火住宅についても、解体を進めていきたいと考えているが、旧南永山小学校やUR局舎等、解体がかなり多くなっているということで、予算の平準化という観点から1年後ろ倒しにしているところである。

最後に、関連する取り組みというところである。多摩市施設白書資料編については2月に公表をしている。また、政策情報誌については3月7日より全戸配布をしているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6、学校跡地施設について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、学校跡地施設ということで、現在動きがある学校跡地施設について説明をさせていただく。

まず1つ目の旧東永山小学校については、議会でもご報告差し上げたが、令和4年3月14日付で差額をお支払いして所有権を移転したところである。また交換後、旧東永山小学校については、UR都市機構において令和4年6月以降に解体等の工事に着手する予定、今後の用途については開始時期について現在検討中ということで聞き取っているところである。

2つ目の旧北貝取小学校については、4月1日のオープンに向けて進めているところである。詳細については、くらしと文化部から子ども教育常任委員会で報告をする予定である。

次に、旧西永山中学校のテニスコートである。こちらについては、以前協議会でもご報告させていただいたが、テニスコートの舗装面や施設の老朽化が進んでいるところがある。そういったことを踏まえて、市民開放については利用団体への説明等を経て予定どおり令和4年3月末、今月末で終了する。今後は、閉鎖管理等をしながら新たな活用として瓜生緑地全体のリニューアルのときに一緒に整備するというところで検討を進めていく

いと考えている。また、ここについては7団体の利用があった。それで7団体の利用者の方に聞き取りをしていて、3団体については、団体をまとめて旧豊ヶ丘中学校のテニスコートを使われる、もう1団体についても旧豊ヶ丘中学校のテニスコートを使われるというような調整を行っている。残りの3団体については、団体活動をやめて個々でテニスコート等を予約して活動していくということで伺っているところである。

最後に、旧南永山小学校である。こちらについては令和4年度から5年度にかけて校舎等を解体していく。令和4年9月に発注を予定している。工期は約17.5か月で、令和6年の2月頃までに解体を終えたいと考えている。跡地利用については、都市整備部とともにニュータウン再生の種地ということで活用の方法を検討していきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 2点あるが、旧西永山中学校のテニスコートのことはわかったが、隣接している駐車場もあったと思うが、そこはどういうことになるのか。

内田資産活用担当課長 実はテニスコートは公園緑地課で管理しているが、瓜生緑地に囲まれた状況になっていて、駐車場は公園緑地課で管理している緑地の施設であるので、そこは従前どおりそのまま開放するというで考えている。

池田委員 今までどおりということで、別にあのテニスコートを使っている方たち用ではないという認識か。わかった。

あと南永山小学校であるが、解体だけで令和6年までかかることのご説明をお願いしたいと思う。

内田資産活用担当課長 解体については、校舎、体育館の解体、それと校庭も排水施設等が埋設されていて、そういったものを全て解体するというのと、あとは校舎にはくい等も入っているので、そういったものも撤去する、さらにはアスベストがやはり校舎にはあるので、その除去には少し時間をかけて行うということで、少し長いように思うが17.5か月というところで考えている。

池田委員 では、日程的に、この近隣にはどの辺で工事の説明の連絡が入り、実際にはいつ頃からその解体工事が始まるのかを教えてほしい。

内田資産活用担当課長 まず着工の時期であるが、金額的に議決を要することになってい

るので、予定では9月議会に上程させていただいて契約、その後に着手していきたいということで、令和4年中には着手したいと考えている。

また、市民への周知の説明会については、タイミングを計りたいと思うが、まずはコロナの状況を踏まえて対面でやるのか、ビラのようなもので周知するのか、基本的には対面で行いたいと思っているので、その時期が決まったらまたお知らせしたいと考えている。

渡辺委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会7、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 資料7番目のものをお開きいただければと思う。前回、令和3年の総務常任委員会でご報告させていただいているのでちょうど1年経過しているが、その1年間の取り組みと今後の予定をご報告させていただくものである。

資料2ページ目をお開きいただければと思う。令和2年度には社会実験を3回実施させていただき、令和3年度には5月から周辺の自治会の皆様や関係団体、あとは周辺の企業の方などにも加わっていただいて意見交換会を計5回開催させていただいている。そのうちの10月26日には青空ワークショップという名前で、現場確認や、実際に現地を使ってどのような活動ができるかという活動体験なども実施させていただいている。

また、今年の1月の21日と28日には、その周辺の皆様と一緒に先進地ということで二子玉川の視察にも行ってきた。そうした知見を生かして今後も取り組みを進めていきたいと思っているが、ちょうど今週から7月にかけてであるが、当該エリアに階段2本とスロープが国土交通省の施工により行われる。夏頃には供用開始。こちらについては、後ほどもう少し詳しく説明をさせていただきたいと思っている。令和4年度には本市の取り組みとして一ノ宮公園の拡張に向けた実施設計と、秋頃からは施工工事を行いたいと思っている。国土交通省には、引き続きサイクリングロードの移設検討を進めていただくことを要望していきたいと思っているところである。

次のページからが、先ほど申し上げた階段2本とスロープの新設について周辺の自治会の皆様にお知らせしたものの抜粋であるが、今年の秋に行われるイベントまでに階段とそのスロープを施工していただこうとお願いしてきたわけであるが、六郷橋のあたりで行われる工事に含めるような形での契約変更で対応いただくということで早期の実現がかなったところである。

発注者は国土交通省で、株式会社ナカノフドー建設というところが直接の施工を行う。右下のところであるが、スクエアとバスのターミナルから真っすぐ川に向かって行って、堤防にぶつかる場所に幅30メートル、大体パルテノン多摩の大階段ぐらいの広さの川に下りる階段が1本と、下流側には20メートルと書いてあるが、これはあいおいと京王の間を真っすぐ川にぶつかったあたり、その階段と階段の間にスロープを1本施工していただく予定である。工事車両は川の中側、川側を通るので、周辺の皆様の安全も配慮しつつ工事を行っていただく計画になっている。

次のページに、スケジュールと地域の皆様への連絡事項などを書かせていただいているが、7月中旬以降には供用開始、9月のイベントには間に合う見込みである。

最後、5ページ目であるが、市が行う一ノ宮公園の拡張と、国土交通省で行う階段整備が終わった後の活用のイメージであるが、下側の絵を見ていただくと、キッチンカーが止まったりしてそこで買物をしていただいた後、皆さんに川でくつろいでいただくようなことを思っているところである。

1点補足であるが、今年の3月から7月に施行される場所は、下流側の真ん中の階段はできるが、両側にテラスのような形で幅が大きな末広がりのような形になっている部分については今年の秋以降の施工で7月にはできないわけであるが、来年度までにはできることを予定していただいているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 8、日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 資料はないので、私から口頭でご説明をさせていただきます。

多摩永山病院の移転建て替えについて、現在の状況についてお知らせさせていただきます。ご案内のとおり日本医科大学多摩永山病院は市内唯一の救命救急センターである。また、災害拠点病院であり、周産期連携病院であるなど、市内における高度医療提供の中心としての役割を担っている大変重要な医療機関である。そのため本市としては、当病院の老朽化・狭隘化に対して法人からの要請に応じてこれまで移転建て替え候補地の確保などの協力を進めてきた。

ご案内のとおり令和 3 年度の取り組みとしては、今説明させていただいたとおり令和 4 年 3 月に市議会の皆様のご理解をいただいて UR 都市機構から旧多摩ニュータウン事業本部用地を取得しているところである。

また、当該地にあった土砂災害特別警戒区域についても、のり面の対策工事を行い、令和 4 年 2 月 8 日付で土砂災害特別警戒区域の指定が解除されたところである。このようなことで、当該地での新病院建設が可能となった状況になっている。

令和 4 年度の取り組みについても、当該地には旧多摩ニュータウン事業本部の建物があるので、その解体工事費を予算計上させていただいて、お認めいただければ令和 4 年度・5 年度に実施し、令和 6 年の 2 月末頃の竣工を目指して取り組んでいきたいと思っている。日本医科大学からは、令和 3 年 2 月に、議会にもご報告させていただいたが、2026 年度までの新病院開設について再考したい旨の文書をいただいている。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する厳しい状況から、病院経営に与える影響を見極めつつ、当分の間多摩永山病院が地域医療に貢献していくに当たり、どのような方策があるか検討していきたいというものであった。このことについては、市議会にもご報告させていただいているところである。ご案内のとおりその後の新型コロナウイルス感染症拡大については、第 4 波、第 5 波と続き、現在第 6 波の渦中にあり、引き続き法人内で検討している状況と聞いている。

今後については、多摩永山病院は、繰り返しになるが近隣病院にない救命救急センター機能を持ち、地域医療の中核となる医療機関であるので、市としては今後とも日本医科大学の検討状況を踏まえながら、提出された要望事項などについて検討していきたいと考えているところである。

なお、多摩市ホームページにおいて、令和3年度の取り組みなどこれまでの経過については随時市民の方にお知らせしたいと考えているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会9番、シティーセールス推進事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 毎年度ここでご報告させていただいているが、シティーセールス推進事業の進捗状況ということで令和3年度のご報告をさせていただきます。

協議会9の資料の1枚目である。左に月が書いてあり、右にブランドビジョンの推進、CS事業(未来洞察)、広報戦略、丘のまちとある。ブランドビジョン、これはシティーセールスの推進戦略について今年度更新を行い、11月に発表させていただいたものである。こちらにその流れ、経緯が書いているが、先行事例研究会を企画政策部の中につくり、そこでブランドビジョンのベースを検討させていただき、市内ステークホルダーにヒアリング、あるいは庁内のターゲットにヒアリングをし、戦略そのものについては9月に経営会議で報告をさせていただいて決定をした。

その後、ブランドビジョンの最終案とステートメント、ロゴを決定し、11月1日にたま広報で発表させていただいたものである。こちらについては、『東京人』という雑誌の1月号に取り上げていただいたり、その他職員の募集の説明会で活用されたり、あるいはタウンニュースでも掲載させていただいたり、パートナーシップ宣言の中でも、この辺のことを取り上げてもらっているような形である。

また、施政方針にもあったが、そのほか、今、様々な事業のパンフレット、あるいはポスター等に活用していただいている状況である。庁内で大

分浸透してきている。伴って、いくら「くらしに、いつもNEWを。」と言っても、少し具体的なところもシティーセールス担当で頑張ってみようということで一橋大学と共同研究をさせていただいており、こちらについては約10年先の未来を予想ではなくて予測するというバックキャストで多摩市はこのようなまちになるのではないかというのを、学生と一緒に現在ワークショップ等を行って進めている。こちら一番最後、3月の欄にアニメーションの発表とあるが、コロナの関係で延びて、来年5月くらいになると思うが、また議会の皆様にもご覧いただけるようなアニメーションができると思う。

あとは広報戦略の関係、これは積極的な情報発信ということで、年度初めにまちぶら系の番組のプロモートを行った。なかなかうまく取り上げてもらえないが、多摩市の紅葉、あるいは50周年のタイムカプセル、2月には「じゅん散歩」等々があり、それぞれかなりの広告効果が出ていると思う。4月8日には、「爆買いスター恩返し」というホラン千秋氏が多摩市内で80万円お買物をするという、何に80万円使うのかはわからないが、そういう番組にも取り上げられる。それから、最近は市内の撮影が非常に多く、そういったところでも少しずつ認知が上がっているところである。

次のページであるが、これは平成30年から令和5年までのこれまでを振り返りつつ、これから何をするのかを書かせていただいている。中身についてはご覧いただいて、内容について何かご不明なことがあればいつでもお気軽に広報の担当課長席までお越しいただければと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10、「多摩市基金の活用等方針」の改定について、市側の説明を求める。

磯貝財政課長 それでは、「多摩市基金の活用等方針」の改定についてご説明をさせていただければと思う。資料は、協議会10の資料をお開きいただければと思う。現在基金の活用あるいは積み立て目標等については、この方針に沿って活用・積み立てをさせていただいているところであるが、この方針は3年

ごとに見直しをさせていただいている。現在の方針が今年度いっぱい終了することから、令和4年度から6年度までの3か年の方針をここで定めさせていただいたものである。この方針を定めるに当たって、今後の財政需要等、あと、この3年間の状況変化を見ながら活用方針等は定めさせていただいている。

具体的な中身は、2ページ目、表になっているが、そちらをご覧くださいければと思う。大きく8つ、基金の今後3年間の想定使途と目標額等を定めさせていただいているが、財政調整基金については特段変わりはない。標準財政規模の1割程度、30億円を確保していきたいと考えている。

次の2番目、庁舎増改築基金が今回大きく変わっている。現在の庁舎の増改築基金については、今年度末までに何とか30億円を確保して積み立てていこうとなっていたが、こちらについては今年度末で庁舎の増改築基金が36億円となる見込みで、目標は何とか達成することができた。

今回、定めさせていただいた目標額が、今後3年間というよりは庁舎の建て替え工事に入るまでの間に最低ラインとして40億円は積み立てておこうということで目標を立てさせていただいている。まだ庁舎をどういったところでどういった感じで建てるのか金額等もわからない中であるが、一定規模の金額がかかるだろうということで、これについてはできるだけ積み立てを行っていきたいと考えている。40億円となっているが、庁舎の金額等がある程度見えてきた段階で、こちらについてはもう1回見直しをさせていただこうかと考えている。

その次の都市計画基金に関しては、特段目標等を定めていない。積極的に活用していこうというところである。

その次のみどりの基金、こちらは本議会の中で基金の条例改正もお願いしているが、これまでみどり関係のものに特化した基金だったが、今回地球温暖化対策等も含めてこちらの基金を活用していこうということで想定させていただいている。その財源として本3月補正予算で5億円積み立てをさせていただいたが、今後の地球温暖化あるいはマイクロプラスチック問題といった環境問題の財源の一部として、この5億円を活用させていただきたいと考えている。

その次の公共建築物等整備保全基金は、令和6年度末時点で55億円ほどの基金残高を確保していきたいと考えている。こちらは今年度末52億円あるが、来年度当初予算でも一部活用する中では、本当はもう少し欲しいところではあるが、本議会の中でもご説明させていただいたが、令和10年度前後、大型公共施設の改修更新時期を迎えていく。規模的にもかなり大きいことが想定される中では、できるだけここを積み立てていきたいと考えているが、その時期あるいは規模感がまだはっきりしない中では何とか最低限このぐらいのラインで、こちらについても次回の見直しのときには具体的な金額も出てくるかと思うが、今回は55億円程度何とか確保していきたいと考えている。

それから、福祉基金、いきいきTAMA基金については、特段大きく変わっていない。

一番下を書いてあるコロナウイルス感染症対策基金、こちらは前は当然なかった話であるが、昨年度新規で暫定設置させていただき、このままいくと条例上は令和4年度いっぱいの基金となっている。当初1年程度で一定程度コロナの状況が収まって、次年度当初予算なりに一定程度活用した上で基金の整理をとということで2年間の暫定基金としていたが、状況等によって一定の今後見直しが必要になる場合もあるかもしれないと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

渡辺総務部長 日程の11から13が総務部になるので、よろしく願います。日程の11と12については総務契約課長から、13については人事課長からご報告をさせていただくので、よろしく願います。

櫻田総務契約課長 Side Books 協議案件の11番になる。多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてご報告させていただく。こちら多摩市公契約条例に係る令和3年度の実施状況と今後の取り組みについてということで、

1年間のご報告である。毎回議会の常任委員会でこのような形で報告させていただいているので少し重なる部分もあるが、最後1年間終わったのでその総まとめとしてご報告させていただいているものである。

まず1番目、令和3年度多摩市公契約審議会の開催の実績で、今年度については全部で4回実施させていただいた。恒例により5回の計画を立てていたところであるが、コロナの影響があり、1回目のものが中止になったという形になっている。あと2回目は書面会議で何とか会議体という形で審議会を設けさせていただき、ここで4回は議論ができたということでご報告である。

2番目になるが、では、審議会の中で主にどのような形で議論や検討をしたのかという状況の報告である。審議会では、それぞれの課題ごとにテーマを設けて議論させていただいているところであるが、1から5まで5つの課題を設けて、審議結果があったので、ここでご報告させていただく。

まず1番目の課題は労務台帳の改善についてである。こちらについては、公契約の案件に関わった事業者については労務台帳を出していただくことになっているところであるが、この台帳の簡素化。事業者にとってみるとある一定程度の負担にはなっているという形でアンケート等の内容からご意見いただいたところであったので、毎年、毎回こういった形で何とか事業者の負担を軽減させてもらいながらも、きちんと適正な内容を実施しているかどうかを確認させていただいて、議論を進めているところである。毎年議論した中では、ある一定程度までは改善ができたのではないかと今議論している。ただ、経済動向も踏まえながら簡素化できるものが今後出てくるかもしれないので、ここは課題の1という形でそのまま置いておこうという整理の中でやっているの、今後も引き続き検討させてもらうところである。

課題2になる。令和4年度の労務報酬下限額の考え方で、こちらについては10月の第3回の審議会で1回目の答申書としてまとめさせていただき、ホームページ等でも掲載させていただいている。前回の常任委員会で報告させていただいているが、これをまとめたので、そのような形で見ていただければと思う。

まず工事については、工事案件で該当の労働者については、ベテランと言われている熟練労働者の方と、始めて二、三年の未熟練と言われている熟練労働者以外の方々がそれぞれ同じ賃金というのは当然ないだろうということから、それぞれの設定をしなくてはならないという話になっている。

その中で、まず熟練労働者の方々については、毎年現状どおり、昨年どおりではあるが、公共工事設計等労務単価が発表されているので、その単価の90%以上は当然払ってあげなくてはならないだろうという規定を決めさせていただいている。また熟年労働者以外の方々の労務報酬下限額についても、市場の賃金実態とコロナ禍といった諸般の事情も踏まえながら工事の技術者について一定程度の金額を定めようということで1,103円という形で下限額を設定させていただいた。

②工事における熟練労働者と熟練労働者以外の方の割合である。この割合も、多摩市が割合を設定しているというところでは先進的な取り組みではあったが、昨年同様業種ごとに総労働時間を基礎として80%以上は熟練労働者で対応していただきたい、20%未満は未熟練と言われている方々でも仕方ない、割合を少し定めながら事業者については質を下げないで工事を受注して実施していただきたいということから割合も設定させていただいているという状態になる。

次のページに行かせていただいて、2ページ目、委託・指定管理の①で、こちらも審議結果を載せさせていただいている。委託・指定管理の労務報酬下限額については、東京都の地域別最低賃金額や事業者の賃金実態等をもとにして、業務の質の確保を行う観点を加味しながら設定させていただいたという考え方になる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済や雇用への影響の実態を踏まえながら、諸般の事情を考慮し、個別設定をしていない業務の額については1,075円という形で設定させていただいたものである。参考に、昨年のももこの表には載せさせていただいているが、そのような形である。

課題3番になる。こちらは公契約条例の適用労働者の範囲である。業務委託・指定管理については、60歳以上の労働者を労務報酬下限額設定の対象外とするということで、これは多摩市の特徴として公契約条例でもう

たっているところである。こちらはご意見として一律60歳以上も適用労働者とした場合、高齢者の雇用・就労の場の確保に影響することから、一定程度こういった設定も必要ではないかということの角度から設定しているものである。

ただ、いろいろなご意見を各方々からいただいているところだが、そういうことは最初のうちそうだったが今はどうなのかということもあったので、まずは令和元年度に検討して各事業者の実態アンケートを取らせていただいて状況を把握したほうがよいのではないかとということで、一定程度このアンケートの結果から、個別設定等を含めていろいろな角度から検討したが、まだその時期ではないのではないかとという一定程度の考え方はここで確認させていただいているところである。

ただ、令和元年度だったので、今年度の委員さんの中でも、そろそろまた実態調査をしたほうがよいかというご意見もいただいたので検討させていただいて、コロナの影響もあり事業者の方々はやはり負担というものが、アンケートもきちんと誠意を持って回答しなくてはいけないということで皆さん一定程度の時間を使っていただくようになるので、いつ適正にアンケートを取ったらいいのかという時期も見ながらこういった形の実態調査はしないといけないと私ども事務局でも考えているところであるので、またある程度方向になったら皆さんにご報告させていただく。

次、課題4、落札率と労務報酬の関係の検討についてである。ここにも書かせていただいているし、以前から話をさせていただいているが、こちらは公契約審議会の所掌の事務ではない。ただ、考え方や市の状況を把握したほうが審議会の中の内容を議論するにもよいだろうということから、こういった推移を確認させてほしいという意見をいただいたので、審議会には、都度このような形で今市では落札率等が動いているという話での報告はさせていただいているところである。

次、課題5である。こちらについては、公契約条例について周知をもっとどんどんしたほうがよいだろうという委員の意見、あと事業者の意見もあったので、このような形で課題に載せさせてもらっている。こちらは今までもホームページ等で記載させてもらっているだけではなく、大きなポ

スターと、あとチラシもつくらせていただいている。そのチラシも、去年、今年と毎年させていただいているが、受注していただいた事業者に対して、ポスターをそれぞれ張ってほしい、チラシを働いている方々に配ってほしいということで周知する、あとは工事現場、委託事業者にポスターを張っておいて皆さんにわかりやすくしてほしいということで私どもも周知に対応していこうかと考えているので、このような形で令和3年度については活用させていただいたというご報告になる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 令和3年度はよくわかったが、審議会であるが、令和4年度の審議会の決まっている日程があれば教えていただきたい。

櫻田総務契約課長 令和4年度については今計画を立てているところであるが、1月17日で審議会委員の任期が切れて、新しく1月18日から2年間の任期が始まる。そこで委員のメンバーが変わったりすることもあり、通常5月から6月ぐらいに第1回を開けたらよいということで私ども今考えている。委員が全員そろい次第私どもも挨拶させていただいて、このような議論がまた深められるように進めていくが、日程はまだ決まっていない状態である。また日程が決まったら市公式ホームページ等でお知らせさせていただくので、よろしく願います。

池田委員 いつ開催されるのかが気になったのは、今建設業の人手不足が非常に言われていて、これは全国的な問題だと思うが、今のご説明にもあったように例えば熟練と熟練ではない人の割合が80%と20%とあるのだが、ずっとそれが維持できなくなってきたり、あるいは今年齢的なことの検討という話もあったが、多摩市の中でもそういった業者が今結構人手を心配されているというお声も聞いているので、この辺が令和4年度特に気になると思ってお聞きしたが、所管としてはどのような感覚でおられるのかお聞きしたいと思う。

櫻田総務契約課長 私どもも事業者から人手不足というのは聞いているし、また国の通知なども、人手不足によつての法改正や自治体での対応という形でいただいているところである。そういったことを踏まえながら、この公契約審議会の中で何ができるかというのはまた議論を深めなくてはいけないかと思う

が、先ほどの80%20%については、質を低下させてはいけないというところから熟練労働者をきちんとつけてやらなくてはいけない、ただ事業者に対しての負担もあるかと思うので、一定程度熟練ではないがという形、今後の担い手になるので、そういったところも一緒になってやるということからも80%20%と言って決めた議論になる。事業者のご意見などもいただきながら対応していくので、また引き続き何かこういったものができるというお話ができればよいが、今そこまでは行っていない状況になる。

渡辺委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会12、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 Side Books 協議案件の12番になる。「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置」等に関する市の対応についてというタイトル、長くて申しわけないが、このような形で入れさせていただいている。

こちらについては、毎年この時期に国から通知が来て対応させていただいているものになり、簡単に言うと、ここの趣旨に書かせていただいているが、労務単価が物価などによって急激に上がってきているという状況のとき、一般的にインフレスライドと言うが、物価上昇によつての差額分については自治体でおおむね見て対応して、業務を遂行してほしいというような形でできているものになる。

今回、昨年と比較しても全国平均で2.5%、東京都の平均においても昨年度から1.9%上昇しているということで通知が来ている。このような形で国土交通省から文書が出ており、新労務単価の早期活用及びインフレスライド条項を適用しながら対応しろという国からの要請を受けて今回私どもで対応させていただくという案件で、急遽入れさせていただいている。本市における考え方については、国からの要請を受けながら、東京都への確認をしながら、多摩市版でのインフレスライド条項、あと新労務単価及び新技術者単価を適用して金額の確認をしながら、場合によっては契約

変更して対応していきたいという内容になる。

2番目、新労務単価・新技術者単価の特例措置、インフレスライド条項及び全体スライド条項の適用の内容となり、各項目ごとに入れさせていただいている。

まず1番目、新労務単価・新技術者単価の特例措置であるが、こちらの新労務単価というのは工事のほうになる。新技術者単価というのは設計や測量、地質調査のような工事に関わる委託の方の単価になるが、この適用は、案件の中身によって上がっているものと下がっているものが実際はあると聞いている。そこの中での実際に対応は、まずは新しい単価設定をして、差額分についての対応をしたいという内容になる。こちらの①に対象の工事を載せさせていただいている。令和4年3月1日以降に契約を締結したが、3月1日より前の単価で私どもで設計しているものについてが対象であるという形になる。簡単に説明させていただくと、そのような形である。

裏面になる。次のページの(2)インフレスライド条項の適用である。こちらについては、多摩市工事契約約款の第25条第6項を使って、賃金等の急激な変動によって著しく金額が変わったときは、契約金額の変更協議を請求することができるという内容になる。対象工事については、令和4年3月1日が工期内にある、要は契約が3月1日をまたいでいる工事で、残工事が原則2か月以上ある工事。あとほかに細かい規定の条件があるが、そういった条件のものに対して契約変更をさせていただくという内容になる。

真ん中ほどの(3)全体スライド条項の適用。こちらについては、契約約款第25条の第1項から第4項までを適用させていただいて、やはり同じく金額で差額があるものについての契約変更の請求ができるという形になる。こちらは、対象工事が契約日から12か月以上経過している、1年を経過しているものになるので、多摩市では2か年工事の契約もさせていただいているが、そういったものが対象になる。そこで基準日と言われているものから請求があって原則残工事が2か月以上あるもの全体を確認させていただいて契約変更するものである。2月20日ぐらいに私どもに国

から要請が来たので、案件が何件あるか、まだ話ができないところである。今精査しているところであるので、対象工事案件の受注者には私どもから文書を送ってまずは対象であることを把握していただいて、その後金額等を含めて確認を私ども今している最中であるので、今後引き続き請求があってからの手続になろうかと思うが、今進めているということでの報告を上げさせていただいているものになる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会13、地方公務員法の一部改正に伴う定年制の見直しについて、市側の説明を求める。

佐藤人事課長 それでは、人事課から説明をさせていただく。Side Books協議会案件の13の資料である。こちらをご覧願う。

今回報告させていただく定年制の見直しについては、1、経過のところ、(1)から(6)までであるが、(6)のところ、昨年6月に地方公務員法の一部改正により令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられることとなる。実施時期は令和5年の4月1日からの施行となった。

2番目の改正法の趣旨についてであるが、改正法の趣旨、まず1つ目が、定年の引き上げにより、社会全体が少子高齢化で生産年齢人口がますます減少する中、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場をつくっていくことは大変重要であるし、質の高い行政サービスを維持していくためには高齢層の職員の能力や経験のさらなる活用が不可欠であると考えている。

一方で、若手職員の活躍の場を広げ提供することも、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することで公務能率を図る必要があるので、国家公務員と同様の措置を講ずる法律改正が行われたものである。

3番目の地方公務員法の改正内容についてであるが、(1)定年の引き上げ、これ下のほうに表があるが、令和5・6年度は定年の年齢が61歳、そして令和7・8年度は62歳、令和9・10年度は63歳、令和11・12年度は64歳、そして令和13年度以降は65歳とするものである。

ページをめくっていただいて、(2)の役職定年制のところである。管

理監督職の勤務上限年齢制の導入で、これは組織の新陳代謝を確保して組織の活力を維持するために、管理監督者、多摩市では管理職手当の支給対象となっている課長級以上の職員の役職定年年齢を60歳とする。そして（3）再任用制度の改正である。アであるが、現行の再任用制度のは令和5年3月いっぱいまで廃止する。そしてイ、定年前再任用短時間勤務制の導入であるが、60歳に達した日以後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。そして、ウ、暫定再任用制度の導入であるが、定年の引き上げにより現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引き上げ期間においては、年金受給の開始年齢までの継続的な勤務を可能とするために、現行同様の暫定的な再任用制度を設けることとする。

続いて（4）情報提供・意思確認制度の新設であるが、当面の間職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、そして退職手当に関する情報を提供して、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものである。

次に、（5）給与に関する措置であるが、国家公務員に講じられる措置を踏まえて、地方公務員についても均衡の原則に基づいて条例において必要な措置を講ずることとする。なお、1つ目の米印のところであるが、当分の間、60歳を超える職員の給料月額、60歳前の7割水準に設定することとする。

そして、ページをめくっていただいて米印2つ目であるが、退職手当の取り扱いについては、多摩市が加入する東京都市町村の退職手当組合と調整して、同組合の条例等に基づき支給する予定である。給料月額の7割措置のイメージがこちらに書かれている。特定日のところが60歳になるが、その前、ここには36万2,500円と書いてあるが、その7割水準となると、7掛けで60歳以降は25万3,800円と下がっていくイメージがこちらに書かれている。

最後の今後の進め方4番であるが、定年引き上げとこれに伴う制度改正及び導入に当たり、条例等の関係例規の整備が必要となる。現在必要な例規で規定すべき内容を確定するために検討を行っている。条例改正につい

ては、令和5年度に60歳に到達する職員への情報提供と意思確認を4年度中に行う必要がある。できるだけ早い時期に議案を上程することが望ましいとされているが、今総務省からさらなる詳細の内容を踏まえて関係例規が提供される予定であるので、その内容を踏まえて条例改正を行う予定であり、早ければ第2回定例会もしくは第3回の定例会に上程したいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 少しだけ伺いさせていただく。定年の引上げということって、非常に経験の多い職員の方が現場にとどまっていたとすることは、技術継承の面から見ても非常によろしいことかと思う。ただ、市で設定をしている職員適正化計画とも少し絡んでくる話かと思っていて、現状まだ少しその条件のところまで幅があると思うが、今現状の新卒採用水準を維持した場合に令和13年度までにこの職員数がどのように変わっていくのか、その上限に近づいていってしまうような年度はあるのかどうか、こういったところを確認させていただきたいと思う。

佐藤人事課長 細かいシミュレーションがまだできていないので、この場でお答えはなかなかできないところであるが、定年が延長することによって退職しない年も出てくる。したがって、今までどおりに新規採用を続けていくのはよろしくないと考えているので、そこはどの程度を抑えながらその年の採用をしていくか、ただ採用をストップするとまたそこでぽっかり空いてしまうことになりかねないので、人数をどこまで絞るかというのはこれから検討させていただきたいと思っている。

藤條委員 こうした制度改正は、組織の新陳代謝も目的の一つとされていると思うので、ぜひそうしたところも検討していただきながら適正に進めていただきたいと思うのでよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14、新型コロナウイルス感染症への取組状況(2月28日現在)について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、本件については私からご説明申し上げ、あとの件については直接課長からご説明させていただくということでよろしくお願ひしたいと思う。また、後ほどの案件で取り上げているものに関しては、私からは簡単な説明ということにさせていただければと思う。

資料をご覧いただければと思う。新型コロナ感染症への取り組み状況ということで、2月末現在の状況である。大きな1番目の経済対策である。1番目、貸し付けや融資等を受ける際に必要となる証明書類の交付手数料の減免で、これも約2年間続けてきているところである。今年度の2月末までの現状であるが、合計で2,188件となっており、令和2年度に比べると約半分にまで減ってきているところではあるが、依然として完全に減ってきているような状況にはなっていないところである。

2点目の事業者グループ連携支援補助金についてである。現在の実績が一番下にあるが、2件の交付決定で、286万4,000円の交付をしたところである。

次ページをご覧いただきたいと思う。3番のキャッシュレスでGO!GO!多摩である。こちらについては、昨年12月24日から今年1月31日までの期間で実施をさせていただいたところである。総決済額が約18億6,287万円、総還元額が5億569万円で、総利用者数も5万7,871人であった。

続いて、4番目のお弁当マーケットである。今のところ昨年11月まで実施の実績となっている。本来だったら9回目を年明け1月の後半にやる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響でまん延防止等重点措置が取られたため中止とさせていただいたところである。また、来週以降まん延防止等重点措置が解除になるというお話もある。状況を見た中で、また取り組んでまいりたいと考えている。

5番目の環境配慮型おうち消費促進事業である。実施については、次の3ページの上にある。実績であるが、最終的にエントリーいただいたところは29店舗となっている。今までの中で補助金の交付決定は18件で、146万8,000円の交付とさせていただいている。

6番目の出店等促進支援金である。こちらは昨年12月議会の補正予

算でお認めいただいた案件である。今既に1件交付決定をさせていただいて、また今1件交付決定の決裁中で、さらに1件現地審査中で、このままいけば最低3件は今年度中の実績になろうかというところである。

その他の取り組みということで、1番目のセーフティーネット保証に関わる認定書の交付である。今年度2月末現在であるが、認定件数66件という状況になっている。

続いて2番目のサテライトオフィス設置事業補助金である。こちらについては令和3年度新規事業として実施させていただいたが、次のページの上、第二次申請時での変更点の下の実績というところであるが、今のところ申請がないような状況である。ちなみに今の現状を申し上げますと、私どもの補助金を使わずに、市内で4か所ほど民間の事業者がこういったサテライトオフィスまたはコワーキングのスペースを設置されているような状況がある。また、東京都がテレワークの促進で市内の宿泊施設を借り上げて1回につき1,000円というかなり格安の料金で利用できるような事業を展開されたことも一つ影響しているのではないかと見ておるところである。

3番目の多摩市緊急就労支援事業についてである。こちらについては、昨年の3月の追加補正予算ということでお認めいただいた案件である。現在の状況であるが、第1期に募集した方々については2月末現在で9名の方が内定しているところである。その後の第2期の募集を行い、2月末現在で4名の方が内定というところである。また、この事業については、市内の企業が雇用された場合については雇用奨励金という制度の仕組みをつくっている。3社が各社1名ずつ雇用されたということで、市内企業の雇用にも結びついているような状況である。

続いて4番目の緊急経営相談事業である。こちらについては下の現在の状況というところをご覧願う。2月末時点で79社からご相談があったところである。傾向としては、やはり自社で活用できる補助金や助成金のご相談が多いといった状況がある。また、事業計画書の作成や販路の開拓、販売促進といったコロナの影響を受けたことに対する対策へのご相談が多い状況になっている。

次のページの5番目、事業承継個別相談会である。昨年の9月から毎月1回ずつ実施している。現在の状況では全部で14こま用意した中で6件の事業承継のご相談を頂戴したところである。

続いて、大きな2番目、税制措置のところである。こちら市税の徴収猶予の特例制度は令和2年度で終了しているが、納税相談の実績のところをご覧いただきたいと思う。令和3年度については延べ66件となっていて、令和2年度の496件と比較すると、かなり減少しているところである。

大きな3番目、その他の取り組みとして、非接触型行政サービスの展開という中での市税におけるスマートフォン決済アプリの利用拡大である。

次の6ページをご覧いただきたいと思う。令和3年度の実績ということ、1月末までの実績となっている。3つの決済方法の合計となるが、市税をQRコード決済で納めていただいた実績は合計で6,813件で、金額としては1億9,011万8,529円という状況になっている。ちなみに下の欄外の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を含めた件数となると、8,924件の2億3,335万2,000円ほどという状況になっている。

今後の予定というところであるが、4月1日からようやくau Payでも支払いの決済ができるように予定しているところである。

次の2番目の証明書のコンビニ交付の対象の拡大というところである。今議会でもいろいろご質問を頂戴したところであるが、1月末現在が一番下の表のところである。現在の中で全ての対象としているもののコンビニ交付の割合としては、14.56%がコンビニ交付になってきているところである。

次の7ページをご覧いただきたいと思う。3の手数料のキャッシュレス決済・非接触型・低接触型のところである。こちら市民課、そして出張所での手数料の支払いの部分についてキャッシュレス決済を導入したところである。

実績については、8ページをお開き願う。8ページの表の一番下、合計のところがあるが、左側から本庁、真ん中が桜ヶ丘出張所、一番右側が多摩センター出張所となっている。決済回数についてはおおむね12.6%

から15%の間、ご利用の金額については11%から約14%の間で、特段大きな宣伝はしてないところであるが、電子マネーやQRコード決済が普及してきている中では、ご利用がこれからもかなり進んでいくのではないかと考えている。

4番目の本庁の売店へのマルチコピー機の設置である。実績については、次の9ページのところをご覧いただきたいと思う。7月の設置から1月末までの状況である。ご利用者数については691人、交付件数は926件という状況である。

最後になるが、5番目のスマートフォンの口座振替の登録サービスである。こちらは12月補正予算で計上させていただいたものである。一応4月から開始予定となっていて、今まではキャッシュカードをお持ちになって直接金融機関に行っていたかないと口座振替ができなかったところが、直接スマートフォンで実施することができ、いわゆるご自宅で全て手続が完結するような仕組みを導入させていただいた。対象税目については、市民税以下こちらに掲載させていただいている税目と保険料で対応させていただくということで、より行政手続のサービス向上という取り組みを前に進めさせていただいたところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15、第208回国会における税関連法の概要（令和4年度地方税制改正の主な内容）について市側の説明を求めらる。

赤松課税課長 お手元のSide Booksの資料に基づいてご説明をさせていただく。今後の条例改正等の予定というところで、まず地方税法等の税関係の法律の改正案が今現在国会で審議されている状況である。今回実際に4月1日から施行する案件のものについては、専決処分に関わる部分と、あと後ほど6月または9月議会でご審議いただく案件とに切り分けた形でご説明をしたいと思います。

それでは、お手元の資料に基づいて説明する。まず最初は固定資産税関係である。1点目は、固定資産税の土地に関する負担調整の関係の改正

である。商業地の負担調整措置であるが、負担調整については平成6年に土地の固定資産税、都市計画税の評価額の水準が7割に統一され税負担が急激に上昇しないような形で緩和措置が取られてきた。今般、新型コロナウイルスの感染によって納税者の方の負担感がどうしてもふえる中で、負担調整によって課税標準額、これは税額の算定のベースとなる基本の基礎数値であるが、それを例えば負担水準を段階的に上げてきている土地については、地方税法で上昇幅として大体5%上げることが法律で決まっている部分があるが、それを令和4年度に限って2.5%の上昇幅に半減する措置をするという内容のものである。これを今国会で審議しているが、今のところ4月1日からの施行になる予定であるので、土地の負担水準については専決処分に対応させていただくということで今のところ準備を進めているという内容である。

続いて6月以降の議会においてご審議いただく改正内容と、あと条例改正の必要はないが情報共有をさせていただきたい法改正についてのご説明をさせていただければと思う。

まず1点目、上場株式等の配当所得に係る課税方式の見直しについてである。これまで配当所得については基本的に総合課税、申告分離課税、申告不要の3種類のパターンの課税方式がある。実際のところ所得税と個人住民税においては異なる課税方式の選択が可能だったところであるが、現行では税の公平性の観点からいろいろ問題があったということで、所得税と個人市民税の課税方式を一致させるという改正の内容である。

それでは、具体的な表をご覧願う。これまでは確定申告で株の配当所得について総合課税で申告をした場合については、個人住民税の申告不要の申請書というものがある。これを自治体に提出することによって住民税の算定において配当所得の部分を計算上は所得に含めないという形でやっている。そのことによって住民税の税額が下がるという形の制度だったが、先ほど申したように税の公平性の観点から、この算定方式を国の算定方式に合わせるという改正の内容である。法律の施行が令和6年の1月1日施行という形であるので、実際には令和6年の2月から3月にかけての確定申告のデータから適用という形になる。その算定基準が反映されるタイミ

ングとして、令和6年度の税額から反映される形になる。それが1点目である。

2点目は、特定都市河川の浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の最初の3年度分の価格を4分の3に参酌して、3分の2以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とするというのが改正の内容である。具体的にもう少しかみ砕いてご説明すると、河川の氾濫によって侵入した水とか雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、例えば一般的には雨水がたまる田んぼをイメージしていただくとわかりやすいかと思うが、そういった土地が対象となるということである。関東では特定都市河川の鶴見川や境川が指定されている。本市においては鶴見川、境川が通っておらず指定の対象となる土地はないが、一応法律が施行されるので今回6月以降の議会でのご審議をいただくところである。

3点目は、公害防止用の設備に係る課税標準の特例措置の縮減と延長という内容である。これは新たに下水道の排水区域になったことによって除害施設の設置義務が生じる既存の事業者の方が対象である。下水道の除外施設の課税標準について、令和4年の4月1日以後に供用が開始された公共の下水道の排水区域内の工場等に限定された場合が対象という形になる。端的に申すと、例えば汚水を排出する各事業者が自らの責任において設置管理を行う際に使用する機械装置・建物といったものが特例の対象になるという内容である。あと課税標準の参酌基準が従前の4分の3から5分の4に特例割合が引き下げられたという内容である。

続いて、条例改正ではないが、その他の税目の法改正についてご説明をする。1点目が、個人住民税関連の概要である。令和4年分以降の所得税において住宅借入金特別控除の関係である。その適用がある方に対して、住宅を取得して令和4年から令和7年までの間に居住した方に限るが、その当該年分の住宅借入金の特別控除額から当該年分の所得税額を控除した残額あるものについて、お手元の資料にあるとおり控除額を一旦引き下げるという改正の内容である。これは引き下げることによって所得を上げるという形で、今回それをやるという改正である。ただ、当然それが減ると

税収にも影響が出てくるので、その減収分については令和5年度以後、地方特例交付金によって全額国費で補填するという改正の内容である。

次に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の縮減及び適用期間の延長についてのご説明をする。具体的には、従前の新築住宅の特例について、新築住宅の特例というのは、新築の場合だと木造では3年、非木造でも5年、固定資産税の税率を2分の1に軽減するという制度があるが、それをさらに2年間また時限的に延長するという改正の内容と、あと土砂災害特別警戒区域内で3戸以上の住宅の新築を行う事業者に対して都市再生特別措置法に基づき市町村長が適正な立地を促す勧告に従わなかった事業者の名簿が公表された場合はその新築住宅の軽減の適用を認めない、要は除外するというところの部分、通常の軽減プラスレッドゾーンのエリア内に建てた住宅の軽減については今申し上げた内容によってきちんとその適正な勧告をしたにもかかわらず従わなかった場合について除外するという制度である。その適用の対象から除外する規定については、都市再生特別措置法に基づく勧告の前提となる立地適正化計画を本市ではまだ策定していないので、現状としては対象外とする規定にまだ該当していないところである。

最後であるが、納税環境整備の関連である。地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、自動車税の種別割、軽自動車税の種別割などを追加させていただいて、e L T A X地方税のオンラインの手続のためのシステムを通じた電子納付を可能とする方向で今現在進めているところである。このところは、今後いろいろデジタル化に向けた整備が進んでくることによって引き続き情報が入り次第、また皆様と情報共有をさせていただく形になるので、よろしく願います。

鈴木市民経済部長 1点補足させていただくと、先ほど固定資産税の土地負担調整の関係については専決処分するというお話をさせていただいたところであるが、参議院での審議が今年は若干早い状況がある。したがって、例年だと3月末公布であるが、3月25日までに法律が公布された場合については、翌週の議会運営委員会にお諮りをさせていただいて、最終日に即決の案件ということで上げさせていただければと思う。それも間に合わない場合は専

決処分で処理をさせていただければということである。今回は国会の審議が少し早いという状況もあるので、間に合えばきちんと最終日に議案として上げさせていただいてご審議いただこうと考えているので、その点を踏まえて、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16、令和4年度口座振替登録キャンペーンの実施について、市側の説明を求める。

岩本納税課長 それでは、協議会資料16をお開きいただければと思う。

今回、口座振替登録キャンペーンを実施させていただきたいと思う。口座振替は納付忘れがなく手数料も10円と安価な収納方法であるため、これまでもPR等を行ってきた。令和4年4月からスマートフォンを使って口座振替の登録、あとは全期前納、一括でご納付できる仕組みなどを新たに行いたいと思っている。そうした取り組みの登録を高めるために、今回併せて口座登録のキャンペーンを行わせていただきたいと思っている。

実施内容については、2月1日以降、令和4年度以降の口座振替を登録された方の中で、抽せんで1,000名の方にau Payのギフトカードをプレゼントということになる。全員の方にお送りすることも考えられなくはなかったが、ご登録をさせていただいて、送り先の情報を個人情報としていただくということで、その中で今回1,000名にお送りさせていただくようにした。

対象税目としては、市税のほかに国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を設定させていただいている。口座振替の登録は、これまでの金融機関への登録、今回のスマホでの登録、方法については問わない形で進めさせていただきたいと思う。

プレゼントへの応募については、QRコードで「Log o フォーム」による応募フォームをつくっているのですが、そちらで簡単に手続きできるように準備させていただく。「Log o フォーム」が少し使いにくいという方については、はがきによる応募受け付けを行っていきたいと思っている。

プレゼントについては、8月31日までの応募となり、その後口座登録の確認等をさせていただくので、10月以降、郵送にてお送りさせていただきたいと思う。

周知方法については、毎年納税通知書の納付書払いの方に口座振替の依頼書を送らせていただいているので、そちらにチラシを同封させていただいて、そちらからご登録・応募ということをお願いしたいと思っている。あと、たま広報であるが、例年5月5日号で納期のお知らせ等を行っていたが、一つ早めさせていただいて4月20日号で納期等のお知らせに含めて口座登録のキャンペーンや様々な納付方法のご紹介をさせていただきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 1点だけ。1,000人の方に1,000円分であるが、これは1人の方がどれにも申し込めるのか。そこだけ確認する。

岩本納税課長 今回多くの方に利用していただきたいので、複数の税目を申し込まれてもお一人1回ということをお願いする。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1弾から第4弾までの実施結果について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 協議会資料17番をご覧願う。「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第1から第4弾までの実績についてご報告させていただく。

1の(1)、実施概要になる。太枠で囲っているが、第4弾については、令和3年12月24日から令和4年1月31日までの39日間、付与率としては30%、付与条件1回当たり3,000円、期間内1万5,000円で実施した。

今のキャンペーンの実績になる。こちらは総決済額が18億6,287万円。こちら第1弾の5億8,603万円に比べて約3倍となっている。総決済額についても5億569万円で、第1弾に比べてこちら3.3倍ほどになっている。利用者数については5万7,871人、こちら第1

弾の約2倍となっている。

次のページをご覧ください。（3）の第4弾のキャンペーンの実績の決済額の内訳になる。こちら大分類ということで、大手店舗と中小店舗に分けさせていただいて、大手店舗で13億7,000万円ほど、中小店舗で4億9,000万円ほど、こちらの比率については約7対3、第1弾のときは約9対1だったので、中小のほうにも比率が上がってきたような形になっている。

2番の中小店舗への支援の強化ということで、（1）で中小店舗のPRサイトを公開したり、（2）でたま広報にこちらの中小店舗の記事を出したりして利用の促進をさせていただいた。

3番目のキャッシュレスキャンペーンの実施、安心スマホ教室による高齢者向けのデジタル支援ということで、こちらについては安心スマホ教室ということで、令和3年の7月から令和4年の2月まで54日間、99回で567名の方にご参加いただいた。参加者としては、70代の方が約5割、80代の方が3割、合わせて8割以上の方が70代以上の方だった。

次のページをご覧ください。4番KLAということで、位置情報データを活用して（2）第1弾と第4弾のキャンペーンの数字、人流の流れを比較させていただいた。2021年の12月では3駅周辺、いずれも滞在人口に占める来街者の構成割合は6割を超えた。キャンペーンの認知度も高まり、2020年の12月の第1弾キャンペーンを上回る来街者が来られて、第4弾のキャンペーンの決済額の増加の一因となったと考えている。また、2020年12月の第1弾キャンペーンに比べて70歳以上の滞在者人口が増加した。こちらについては、スマートフォンの操作に不慣れな方、先ほどの学べるような安心スマホ教室を開催した。その結果、高齢者の方のキャンペーンの参加につながったと考えている。

別紙1をご覧ください。こちらについては、1の（1）、第4弾のキャンペーンの総決済額は、先ほど申し上げたとおり第1弾に比べて約3倍にふえた。決済回数も2.6倍と増加。（2）として、1回当たりの平均決済額についても119%、1人当たりの決済額も146%で、やはり認知度が高まると考えている。

次のページをご覧ください。第4弾の中小店舗の決済額・決済店舗数について、先ほども申し上げたが、第1弾に比べて決済額が8.6倍、中小店舗の増加率も185店舗から271店舗で146%という形になっている。

次に、別紙2をご覧ください。こちらについて、位置情報データサービスを抽出させていただいて、データ抽出期間ということで2020年11月から2022年の1月までの15ヶ月間を抽出させていただいた。対象範囲としては市内3駅で、永山駅、聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、こちらの半径500メートル以内の円内に15分以上滞在した方ということで抽出させていただいて、2021年の12月、3駅の滞在者については6割から7割の方が来訪者、市内3駅の高齢者の滞在人口もふえているような状況になっている。

次のページをご覧ください。市内3駅における属性別の滞在者の推移で、傾向としては、居住者については2021年の1月から3月の期間は緊急事態宣言の影響で減少していた。一方、2021年5月6月の宣言下では増加へ転じ、特に多摩センター駅周辺では2022年1月まで一貫して増加傾向にあった。勤務者数については緊急事態宣言が解除された2021年の10月以降は永山駅周辺、聖蹟桜ヶ丘駅周辺では増加に転じる一方、多摩センター駅周辺の回復が遅い傾向がわかった。来街者数については、永山駅周辺では2020年11月から2022年1月までの15か月間のうち11か月間が2020年11月比で増加率100%を超えていた。

次のページになる。3駅における年代別滞在者の推移になる。傾向としては、50代60代70歳以上の方については、どの年代も減少幅が縮小する傾向だったが、特に聖蹟桜ヶ丘駅周辺、多摩センター駅周辺の50代60代70歳以上の増加率の上昇が顕著であった。30代については、聖蹟桜ヶ丘駅周辺の増加率の上昇も顕著だった。20代については、多摩センター駅周辺を中心に2021年6月以降の増減率が上昇して、その後も12月まで上昇幅は一定だった。こういったところを分析している。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18、キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会実施状況について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 協議会資料18番をご覧ください。キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会の進捗状況について最終報告をさせていただく。CMAの設立準備会については、令和4年2月24日に最終回の第10回を開催し、正式な設立を令和4年3月末に実施する予定としている。

1番目として、第9回、第10回の開催状況になる。1月27日に9回目の準備会を行い、内容としては第8回までの会議を踏まえて、組織体制や役割分担・協議手法、大学連携の手法など、設立当初からの実現可能性を踏まえ、具体的な検討を行った。2月24日に10回目を行った。運営計画書・準備会の最終案・組織名・組織規約の最終確認、3月末の準備会連携企画、設立総会の実施内容の確認を行った。なお、CMAについては、「多摩中央公園・多摩センター連携協議会」という組織名称とさせていただいて、3月29日に設立を予定している。

2番目として、多摩中央公園改修整備運営事業の実施予定事業者との協定締結状況についてである。前回の総務常任委員会では、多摩中央公園改修整備運営事業の実施予定事業者である多摩セントラルパークJVと2月中旬頃をめどに実施協定を締結し、連携協議会設立に向けた準備を進めていくことをご報告させていただいた。しかし、JVの提案事業内容に係る調整の結果、実施協定の締結に現在至っていない状況である。このため、第10回に予定していたJVとの調整を踏まえた運営計画書ではなく、準備会の運営計画書を最終版としている。

3番の今後の予定である。今後JVとの各種調整・手続、引継ぎが完了するまでの間は、多摩市公園緑地課と経済観光課が事務局運営を行っていくことになっている。

今後の予定の詳細になる。運営計画の最終案の策定ということで第10回の最終意見を踏まえて最終版を今、準備会の委員とメールで最終的に調整しているところである。また、これ以降の3月下旬については、CMA設立準備会による連携イベント及び情報発信ということで、別添でつけている2番のパルテノン多摩プレオープン記念スペシャルイベントと、別添

3の多摩センタースプリングイベントパンフレット、こちらの内容で実施する予定となっているので、後ほどご覧願う。先ほど申し上げたとおり3月29日に多摩中央公園・多摩センター連携協議会の設立総会を開催する。

別添1をご覧願う。こちらについては、12月協議会、第8回の準備会の文言修正、記載の順番、変更等を加えたものになっている。第10回準備会の資料をもとに委員間で現在、最終確認の運営計画書となっている。

Side Books上で5ページ、中に書いてある数字の3ページをご覧いただければと思うが、活動目標（目指すべき姿）としては、「多様な属性・多世代の人たちが日常的に居場所を訪れ、自由でクリエイティブな活動ができる空間や仕組みを構築することで、1つの場や施設の機能だけではなし得ない新たな価値を創造し、エリア価値を向上することを目指す。多摩中央公園及び公園内周辺施設を核に、市民・団体、企業等の帰属意識を育み、そのにぎわいが波及していくことで、多摩センター地区の魅力が向上し、にぎわいの面的広がりをもたらすことを目的とする」と文言を修正させていただいた。

2枚めくっていただいて、Side Books上の7ページになる。目的として、目指す姿を達成するための組織の活動目的ということで、活動目的は、まちと公園の共創によるエリア価値の向上、活動目的Ⅱ、公民の多様な空間を市民活動・にぎわい拠点に活用、活動目的Ⅲ、施設利用者、地域住民が主役になれる仕組みの構築、それを踏まえて公共施設・空間を訪れる人の居場所、それがエリア価値向上へとさせていただいた。

10ページ目をご覧願う。組織及び構成員の役割・位置づけになる。Step 2については、4月からになるが、組織を運営していきながら、適宜、組織運営体制の見直しを行っていく。また、連携協議会については、委員会の分科会で構成させていただく。委員会について、場などを提供する施設管理者・運営者や、施設利用者として場を使いこなす大学、多摩センター地区の活性化に関わる組織等の代表者で構成される。3番の分科会ということで、委員会の下部組織として、連携協議会として行う活動などを効果的に行うために、実動部隊として分科会を設置させていただく。こちらの分科会については、4番にある多摩センター地区活性化推進会議に

報告して、連携状況を推進会議が確認したり、相互調整を図ることとさせていただいて、今後推進会議に設置する部会との連携を行っていく予定である。隣のページにある連携協議会の体制がイメージ図となっている。あとは文言修正になるので、後ほどご覧願う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、続いて19番、「多摩センターのさらなる活性化に向けた取り組み方針」に基づく(仮称)行動指針の策定について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 Side Booksの19番をご覧願う。「多摩センターのさらなる活性化に向けた取り組み方針」に基づく(仮称)行動指針の策定についてである。

まず、経緯として、多摩センター地区の活性化は、平成12年の多摩そごう閉店を発端として、庁内組織体制の構築など様々な活性化策に取り組んできたところである。その後、パルテノン多摩の大規模改修事業の当初予算に附帯決議が示され、パルテノン多摩大規模改修に加えて、中央図書館整備事業や多摩中央公園改修事業、都市再生整備計画事業などを展開していく中、発展的かつ持続的なまちづくりを進めていくことが必要との認識に至り、多摩市で多摩センターのさらなる活性化に向けた取り組み方針を定め、4つの事業をハード・ソフト両面で一体的に推進していくための庁内体制として多摩センター地区活性化推進会議を平成29年の6月に設置した。令和3年度については、方針の具体的施策の基盤となる第1期多摩センター駅周辺地区都市再整備計画の期間満了を迎え、多摩中央公園公園内施設のハード改修・整備の方向性がおおむね決定した。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって人々の生活様式が変化し、まちに求める価値観が変化してきているところである。これらの現状を踏まえて、推進会議では、方針に基づく平成29年度から令和3年度までの5年間の取り組みについて、振り返りと今後の方向性の検討を行い、検討結果として(仮称)行動指針を取りまとめていくこととなっている。

2番の「(仮称) 行動方針 (素案)」策定の趣旨になる。多摩センターという多摩ニュータウン中心のまちとして40年以上が経過し、成熟した都市においては「Yes or No」を積み上げただけでは解決し切れない絶対的正解のない問題、人それぞれの価値観が多様化して最大公約数的な正解も難しくなってきた社会として、絶対的正解のない問題と呼ばせてもらっているが、そういった問題が積み残り、まちの価値を維持していくことが困難となってきた。

「(仮称) 行動方針 (素案)」については、絶対的正解のない問題を解決していくため、多摩センターの将来ビジョンを描きバックキャストするアプローチを取り入れながら、多摩中央公園改修完了予定の令和7年度に向けて、方針が変わる多摩センターの将来ビジョン及び行動戦略を具現化していくため、令和4年度から6年度の多摩市の動きをまとめていくものである。

今後の予定については、3月22日の第31回多摩センター地区活性化推進会議で協議し、4月に第1回の経営会議で決定、4月末に令和4年度第1回多摩センター地区活性化推進会議において行動指針の再確認と令和4年度の事業予定の協議をさせていただく。令和4年度については、現行の事業を進めながら、まちの声（市民・来街者・就業・就学者等）の声を聞きながら「まちづかい」を考えることからスタートさせていただく。

別添の資料2をご覧ください。Side Books上は3ページになる。多摩センターのさらなる活性に向けた、1、方針の振り返りと現状整理になる。今まで方針については、平成28年度までの多摩センター地区に関する実績評価と現状分析、契機となるような事案を踏まえて、「6つの街の姿」とそれに基づく施策イメージを策定した。

また、それらの施策が果たす活性化のイメージを下記のとおり定義し、パルテノン多摩の大規模改修をはじめとするハード整備に加え、オリンピック・パラリンピックを契機として捉え、具体的施策内容を決定した。

別添1をまとめたものになるが、図の2が方針の概要となっている。活性化のイメージを定義させていただいて、地区内の様々な施設やスポットに多くの人が集まり、滞在回遊しながら思い思いに時間を楽しんでいる、

また、それぞれが主役として活動する中で新たな出会いや発見、また相互の交流が生まれ、街と人が一体となって日常的な活気とにぎわいであふれている状態とさせていただいていた。その後、多摩センター地区の現状や位置づけ、多摩センター活性化の取り組み実績と成果、多摩センター地区でさらに展開が必要な理由と背景を踏まえて、多摩センター地区で今後必要な具体的な取り組みとして、ハローキティに会えるまちなどを踏まえた、多摩センターの特徴を生かした「目指す6つの街の姿」を定めた。

具体的な取り組みに向けて見えてきた課題として、まちの活性化を図る民間企業や市民、団体、大学の連携の協力の中で相乗効果が発生される仕組みを考える必要がある。複数の取り組みをまとめ、一体的な管理と運営ができる仕組みを考える必要がある。活性化に向けた事業者からの提案など求める仕組みを考える必要があるとしたところである。

次のページをご覧ください。方針が着眼していた「活性化のイメージ」の定義ということで、先ほど申し上げた内容にも重なるが、方針の活性化のイメージについては、多摩センターの公共施設・空間が訪れる人の「居場所」になると言い換えられる。居場所の要素と要素に該当する多摩センターの具体的事業は、下の円グラフにある4つの「利用したい 活動できる」、「イメージ 居心地の良さ」、「アクセスや歩きやすさ」、「安心・安全 親しみやすさ」の4つのカテゴリーができる。

それを踏まえて、方針が着眼していた活性化と人流の定量データということで、新型コロナウイルス感染症の影響によって2020年4月以降、パルテノン大通り十字路周辺における人流の流れが大きく減少している。図4にあるが、パルテノン大通り十字路を中心とした500メートル以内の人流ということで、こちらを見ると2020年4月のコロナ緊急事態の発出以降、人が減っているような状況が顕著にあらわれている。

就業者・就学者は減少しているが、年4回の大規模なイベント中止・縮小により来街客も減少している。一方で、多摩センター駅周辺については、生産年齢人口の居住者が多いことから、都心に通わず多摩市内でテレワークをしている可能性がある。活性化のイメージを人流に関する各種定量データのみでは評価することができないが、デジタル化が急速に進み、なお

感染症の影響が継続する昨今の状況を鑑みると、不可逆的な価値観の変化が起こっていることが想定され、現状維持や喫緊の対策なしにはまちの価値の維持は困難であると考えている。

次のページをご覧ください。駅の乗降人員についても、2020年については約4割前後の乗降客数が減っている状況である。また、多摩センターの大規模イベントの状況についても、5月の子どもまつり、8月の夏祭りについても令和2年度については中止で、なかなか大きなイベントもできないような状況になっている。また、多摩センター駅周辺、落合・鶴牧の住民の状況になるが、落合・鶴牧1～3丁目については若い方、落合・鶴牧4～6丁目の方については年齢が高い方、そういった部分での住民年齢層が違ってくるような状況がわかっている。

方針が着眼していた「活性化」とハード改修・整備になる。方針で行ってきた4事業については、多摩センター駅都市再生整備計画、平成29年度から令和3年度に位置づけられていて、それぞれの施設では地域に開かれた市民活動ができる空間など、訪れる人の居場所となるようなハード整備を進めてきた。令和3年度に都市再生整備計画の計画期間が満了するとともに、公共施設のハードの整備の方向性がおおむね決定した。こちらを踏まえて、方針の振り返りのまとめということで、多摩中央公園や公園内が今後フルオープンする令和7年度に向けて、「まちの声」を聞きながら都市再生整備計画等で積み残した課題の解決などに対応していくことの考え方が整理が必要とした。

次のページをご覧ください。振り返り等現状整理を踏まえて、2番の多摩センターの将来ビジョンを描くとして、「絶対的正解のない問題」と将来ビジョンということで、方針では、「活性化のイメージ」を定義し、それを達成するためのコンテンツを収集し、カテゴリ化した形として「目指す6つの街の姿と具体的施策」を設定している。「6つの街の姿」は、課題対応の積み上げにより策定したもので、「6つの街の姿」が向かう将来ビジョンは未設定だった。こちら「6つの街の姿」は、いずれも多摩センターにおいて親和性のある内容であるが、積み残った施策は、必ずしも両立しないあるいは矛盾してしまうような「絶対的正解のない問題」であり、

その解決に向けたアプローチは難しい状況となっている。解決策も、社会状況に応じて評価が変わる。ステークホルダーが多数いる現状である。社会問題や情勢変化、まちの声など、何がまちのためなのか正解がないと捉えている。

こういった部分を踏まえて、多摩センターというブランドとバックキャストイングということで、目指す未来の多摩市の都市像を描きながらアプローチするような手法も踏まえて多摩センターのビジョンを描いていきたいと考えている。

次のページになる。キーワードの1つ目として、「まちづくり」から「まちづかいへ」ということで、多摩センターは、これまでの課題対応によって機能集積が進んできたが、開発から何十年も経過した現在、社会変化に応じて使い方の想定・前提も変化して、使われない空間も生まれている状況である。今までの行政・開発事業者主体のまちづくりからではなく、10年～20年を見据えて、今ある遊歩道や施設を誰が、どのように使い、多摩センターでどのように過ごしたいかという視点により、将来のビジョンを描いていく。

2つ目として、生活様式の変化、「ハレの日」から「ケの日」ということで、一過性のイベント来訪者がもたらす経済的効果が大きい一方で、今後のまちの形成につながる「まちづかい」に関する声は、多摩センターに定期的に関係を持ちながら来訪する人が重要となってくる。「ハレの日」から「ケの日」(分散・定期)を意識したまちづかいを形成していく視点も、多摩センターの将来には大切だと考えている。

それで、令和4～6年度の具体的検討事業として、多摩センターの将来のビジョンに向けて、ステークホルダーやハード整備、道路占用制度の利用ルール、連携企画などを踏まえて、多摩センターの将来ビジョンについて検討していきたい。また、効果測定として、どのような基準ですか、あとPRと地域関係との継続性についても検討していきたいと考えている。

次のページになる。検討体制と具体的検討事項で、令和4年度については、事業ごとに担当者部会を設置して課題対応型の事業の継続実施等、法令・費用・補助金等行政実務詳細を検討して将来への準備を行う。また、

将来ビジョン策定について、ワークショップや社会実験を通してまちの声を収集して将来ビジョンを提案する実働部隊としてワーキングチームを新たに設置する。こちらを踏まえて推進会議で議論するとともに進捗管理を行っていく。部会については、都市再整備計画事業部会、多摩中央公園・多摩センター連携協議会部会、遊歩道部会、それとワーキングチームを考えている。

検討スケジュールとしては、令和4年度中に将来のビジョンを仮設定させていただいて、その後トライ&エラーを踏まえて、将来のビジョンに結びつく行動について具現化していきたいと考えている。

最後になるが、実験都市多摩センターでは、トライ&エラーの繰り返しによって次の「将来ビジョン」と「行動戦略」を策定していく道しるべとして、本（仮称）行動指針を策定し、令和5年1月の最初のマイルストーンに向けて、検討を開始していくとさせていただいた。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて20、共同直売所「いきいき市」の移転について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 まずお知らせであるが、こちらの資料を、直前になったが総務常任委員長の許可を得て差し替えをしている。位置図を追加させていただいたのでご承知おき願う。

まず共同直売所「いきいき市」の移転についてである。こちら「いきいき市」は、農家自らが市民と顔を合わせて販売する市内唯一の共同直売所である。市内の主要な農家のメインの販路として機能していて、その存在意義は大変大きいものがある。また、消費者と直接顔を合わせることで農業者の営農意欲の向上、消費者のニーズの把握、また都市農業に対する市民理解の醸成という効果がある。こういったことが現在ある都市農業振興プランにある都市農地を保全し農業を維持させていくという市の方針に合致するものである。これまで運営してきた土地を所有者の方に返還することとなったので、都市農地保全の観点から代替え地として市有地をお貸し

することとしたため、報告をするものである。

まず「いきいき市」であるが、新たな所在が多摩市一ノ宮2丁目46番の一部となっている。これまでの所在地が聖蹟桜ヶ丘の北側のスクエアとなっている。

まずこちらの位置図だけ先に、2ページ目をご覧願う。4番の位置図等となっているが、こちらの上が大きな拡大図であるが、その下、ちょうどせいせき公園と書いてある左側、多摩川の近くになるが、ここが新たな土地になる。この下へ行って、ちょうど宮下通りという書いてあるところのすぐ下がスクエアの北側になっていて、ここが今ある「いきいき市」の場所になっている。今ある位置から北側の川のほうへ移るような状況となっている。

戻っていただいて、「いきいき市」の営業日である。こちら現在と同様月・木・土で、営業時間については午後1時から4時まで、夏の7月8月については1時間繰り下げて開ける予定である。面積については、180.24平米で、運営については多摩市農業団体連絡協議会、こちらはJA東京南多摩支店が事務局を務める市内農家による団体である。

これまでの経緯であるが、古くは平成4年からであるが、こちら現オーパ前のさくら広場の用地を市からお貸しさせていただいて「いきいき市」が開設されている。平成9年頃、こちらの再開発事業の着工に伴って土地を市に返却していただいている。そういった中で、農業団体の構成員の協力のもと、これまで実施していた場所に1回ここで移転している。令和2年12月にその土地所有者の方が亡くなられた状況があった。令和3年7月以降、こちらの農業団体から本市と農業団体の事務局であるJA南多摩支店に、状況の説明とこの後の代替地等の協力の依頼があった。その後、10月以降庁内でも検討して、農地の保全、農業維持の観点からこちらの多摩市農業団体連絡協議会に対して市有地を固定資産税、都市計画税の相当額でお貸しすることに決定した。今までのところについては1月末で営業を終了しており、新たな場所に4月からプレハブの建物を建てて営業を再開するということである。

今後については、こちらの農業団体連絡協議会と3年更新で賃貸借の契

約を締結しながら継続をしていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、最後、21、連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 21番の資料、連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告についてである。こちらは公園緑地課と経済観光課で連携して取り組んできたものであり、今度の23日の生活環境常任委員会でも報告をさせていただくものである。

こちらの連光寺・若葉台里山保全地域活用検討会については、連光寺の保全地域において、持続可能な農事業経営のスキームや持続可能な管理運営について検討を行うことを目的に、令和3年11月に設立した農の専門家による検討会である。11月から今年の2月にかけて計4回検討会を開催してきた。そういったところでの検討について報告書として取りまとめられたので、報告をさせていただく。

まず対象区域である。こちらは東京都の自然保護条例に基づく連光寺・若葉台里山保全地域における令和2年度に指定された区域のうち、多摩市が日常管理を行う農地・竹林で、約1.4ヘクタールを対象としている。こちらの図にある①から⑦までの部分が対象となっている。この①②が市が取得したところであり、それ以外のところは東京都が取得して市で管理するところとなっている。

下に行って、土地の活用に当たっての基本方針として、①農場的な農業公園として活用していく。完全な自立経営に至らないまでも生産した農産物を販売をしたり、ここで農業体験をしたりしたことから、そういったことで収益をさらに維持管理に再投入して持続可能な運営体制としていきたいと考えている。②であるが、多様な主体が関わる農業公園としていきたいと考えている。また、③であるが、こちらは保全地域であるので、環境保全型農業を実施をしていきたいと考えている。

土地の活用に当たっての基本的な考え方であるが、①として、農地とし

での活用期間が若干空いてしまった状況もあるので、土壌の改良やマダケの間伐等が必要なことから、農地として利用可能なエリアを3年から5年程度かけて段階的に拡張して完成形に持っていきたいと思っている。

また、②としては、駐車場や管理棟といった施設の整備を検討していきたいという報告をいただいている。また、③としては、井戸ということで、こちらの図で見ると⑥のところであるが、こちらについては以前田んぼであったところから、こちらの復田やビオトープ化の検討といったご提案をいただいたところである。

下に区域と、その活用にあたっての提案・意見の表がある。①の上段については、こちらに駐車場や管理棟の施設を置いたほうがよいのではないかというご意見・ご提案をいただいたところである。また④は、ここが竹林になっているので、こちらでタケノコ収穫ができないか、今申し上げた⑥井戸付近であるが、こちらに体験型ビオトープができないかということで委員の方からご提案・ご意見をいただいたところである。

その下、農法・作付けする作物であるが、こちらはやはり保全地域であるので有機農業を中心とした環境保全型農業を実施していきたいと考えている。また、②であるが、こちら在来種などにも配慮するという一方で、それに限定してしまうと作物がなくなってしまうが、そういったところにも配慮しながら進めたほうがよいのではないかと報告書でいただいている。

右上に行かせていただく。契約形態と運営体制というところでは、指定管理制度と業務委託といった2パターンあるが、今後試験事業などを行いながら決定していきたいと考えている。

運営体制であるが、行政が主体となる農業公園や体験農園としてはいろいろな手法があるということであるが、まずはコアとなる組織が必要というご意見をいただいている。こちらはまず環境保全農法についての理解があるところと、やはり多様な主体が入ってくることが想定されるので、そういったコーディネートができるところが役割を果たす必要があるのではないかといただいているところである。また、考えられる運営体制の例として、管理人もしくは管理者プラスこちら記載の様々な技術と

ノウハウを持つサポート体制の方が連携していくという例である。

農作業に関わる主体の可能性ということで一旦例示させていただいているところであるが、地域住民や援農ボランティア、福祉団体、近隣の大学が、関わる主体としては可能性として出てきているのではないかとということでご報告いただいている。

需要の把握の必要性としては、本事業を進めるに当たっては、一つ需要と供給の釣り合いがポイントであるので、そういったところをしっかりと把握していく必要があるということでご報告をいただいている。

また、段階的な整備というところであるが、初期の段階で全てを一遍に整備してしまうのではなく、こういった利用ニーズを捉え切れなかったりする懸念があるので、試験事業を進めてその成果を見ながら段階的に整備していく、また、そういったハードの部分もちろんであるが、担い手づくりといったソフトの面についても段階的に進めながらこういったものが必要か検討し、決定をしていきたいと考えている。

今後の課題については、令和4年度に整備すべき課題としては、農業公園の構想を策定したいということである。令和5年以降については、農業公園を持続的にマネジメントできる仕組みやスキームづくりが課題となっている。令和4年度からこちらも試験事業を段階的に進めるということで、こちらの場所においてサツマイモやジャガイモの作付等を市民の方に体験してもらうような取り組みも進めていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時27分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3時27分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長            渡辺   しんじ